

第四次館林市地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

館 林 市

はじめに



近年、人口減少や少子高齢化、ひとり暮らし高齢者の増加など地域社会をとりまく環境は大きく変化しており、福祉の課題も複合化、複雑化し、市民の福祉ニーズも多様化しております。このため、社会的孤立や生活困窮、ひきこもりなど様々な要因が絡み合い、分野別のサービスや相談体制では対応が難しい地域課題も表面化してきております。

こうした福祉課題を解決するためには、地域福祉を担う多様な主体が相互につながり、支え合いながら、支援を必要とする人が孤立せず、その人らしい生活を送ることができる仕組みをつくり、持続させていける地域社会をつくることが求められております。

本市の「第四次館林市地域福祉計画」では、平成29年3月に策定した「第三次館林市地域福祉計画」の基本理念である「一人ひとりのふれあいと助けあいで誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち館林」を継承しつつ、「地域のつながりづくり」、「地域の助け合い、支え合いづくり」、「地域課題を解決できる体制づくり」「安全・安心して生活できる環境づくり」の4つの基本目標を定め、誰もが住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられる地域の仕組みづくりを引き続き推進してまいります。

また、新たに「成年後見制度利用促進計画」を一体的に策定し、多様な課題に対応できるよう計画の充実を図りました。

今後、この基本理念のもと様々な取組を進めていくためには、地域福祉の主役である市民の皆様をはじめ、社会福祉団体、事業者、地域の関係団体、行政がそれぞれの役割を担い、連携、協働していくことが重要となります。引き続き、皆様の積極的な参画とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました館林市地域福祉推進協議会委員の皆様をはじめ、地域懇談会にご参加いただきました館林市社会福祉協議会各支部の皆様、そして市民アンケートにご協力をいただきました市民の皆様に、深く感謝申し上げますとともに心よりお礼申し上げます。

令和4年3月

館林市長

多田善洋

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉・地域福祉計画とは	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	5
第2章 館林市の現状と課題	6
1 統計から見る館林市の現状	6
(1) 人口や世帯の状況	6
(2) 子どもの状況	7
(3) 高齢者等の状況	8
(4) 障がい者の状況	9
(5) 生活保護の状況	10
(6) 地域活動の状況	10
2 市民アンケート調査	12
(1) アンケート調査の概要	12
(2) 主な調査結果	13
(3) 結果のまとめ	27
3 地域懇談会	29
(1) 開催日程	29
(2) 議題	29
(3) 結果のまとめ	30
4 第三次計画の推進状況	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	35
2 計画の基本目標	36
3 計画の体系	38
第4章 施策の展開	39
基本目標1 地域のつながりづくり	39
(1) 地域福祉の意識づくり	39
(2) 生きがいづくりや交流の促進	40
(3) 健康づくりの推進	41
基本目標2 地域の助け合い、支え合いづくり	42
(1) 地域福祉を担う人材の発掘と育成	42

(2) ボランティア団体・NPOの活動促進.....	43
(3) 地域での助け合い、支え合いの推進.....	43
基本目標3 地域課題を解決できる体制づくり	45
(1) 相談体制の充実	45
(2) 福祉サービスの充実	46
(3) 総合的なケアマネジメント体制の確立.....	47
(4) 連携・協働の推進	48
基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり	50
(1) 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進.....	50
(2) 権利擁護の推進	52
(3) 生活困窮者等への自立支援	57
(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進.....	57
第5章 計画の推進と進捗の管理	59
1 地域福祉の推進体制	59
2 計画の進捗を管理する体制	60
資料編.....	61
1 計画策定の経過	61
2 館林市地域福祉推進協議会条例	62
3 館林市地域福祉推進協議会委員名簿	64
4 館林市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱	65
5 用語集	68

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化による福祉ニーズの多様化や、都市化などの生活環境の変化による「ご近所関係」の希薄化が進み、介護や子育て等を地域で互いに助け合う力が弱まってきています。高齢者について見ると、一人暮らし高齢者の世帯や、高齢者のみの世帯が増え、生活する上で起こるさまざまな問題に加えて介護の環境も厳しさを増しており、自身の力だけでそうした問題を解決することに限界を迎えている人も少なくありません。また、就労の不安定化に起因した生活不安や貧困の連鎖、仕事と生活の調和を乱す過酷なストレス等による孤立や自殺、更には配偶者等へのDV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者、障がい者、幼児・児童への虐待等、社会の問題は多種・多様化し、複合化する傾向もうかがえます。

このような背景のもとで、市民が安心して自立した生活を送るためには、日常の生活課題を早期に発見し適切に解決することが必要です。制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながりながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指すことが重要となります。

本市においては、令和3年3月に「館林市第6次総合計画（第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略）」を策定し、より豊かな市民生活の実現に向けたまちづくりを進めています。

本計画は、総合計画が目指す「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち館林」に向けた施策を、福祉分野において支える個別計画として推進するものです。

2 地域福祉・地域福祉計画とは

誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるようにするために、市民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組むしくみが「地域福祉」で、そのしくみを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、以下のとおり、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

社会福祉法（令和2年6月改正）より抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

ここに記載されているように、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、市民や福祉団体等の意見を踏まえること、またその内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項（地域福祉の枠組み）を含めることが求められています。

また、地域福祉に関しては、社会福祉法第 109 条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定される、地域福祉活動計画もあります。

社会福祉法（令和 2 年 6 月改正）より抜粋

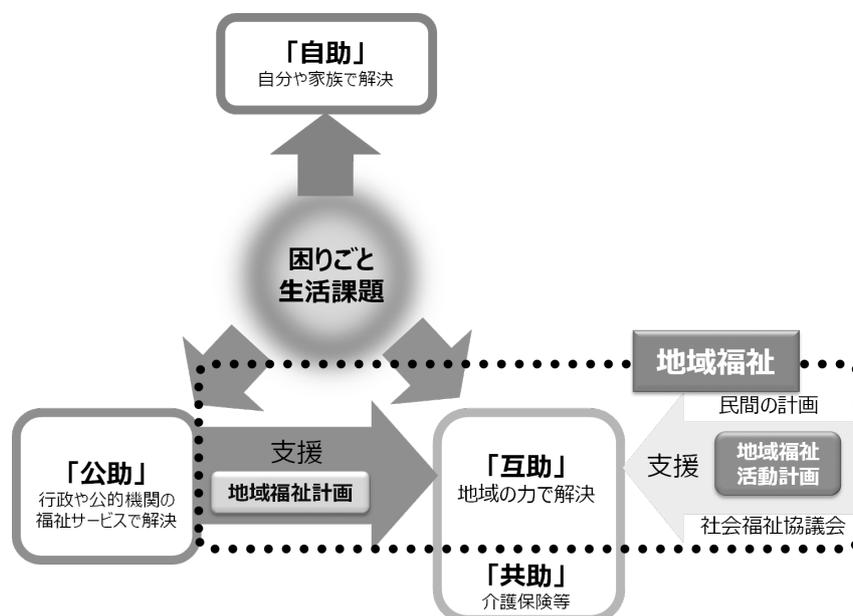
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画は、市町村における地域福祉に関する全体的なしくみが記述され、地域福祉活動計画では、地域福祉の具体的な施策が個々に記述されます。従って、地域福祉を効果的に推進するためには、ふたつの計画が車の両輪となり、地域の生活課題の解決に向かって連携・協調しながら推進していくことが重要となります。

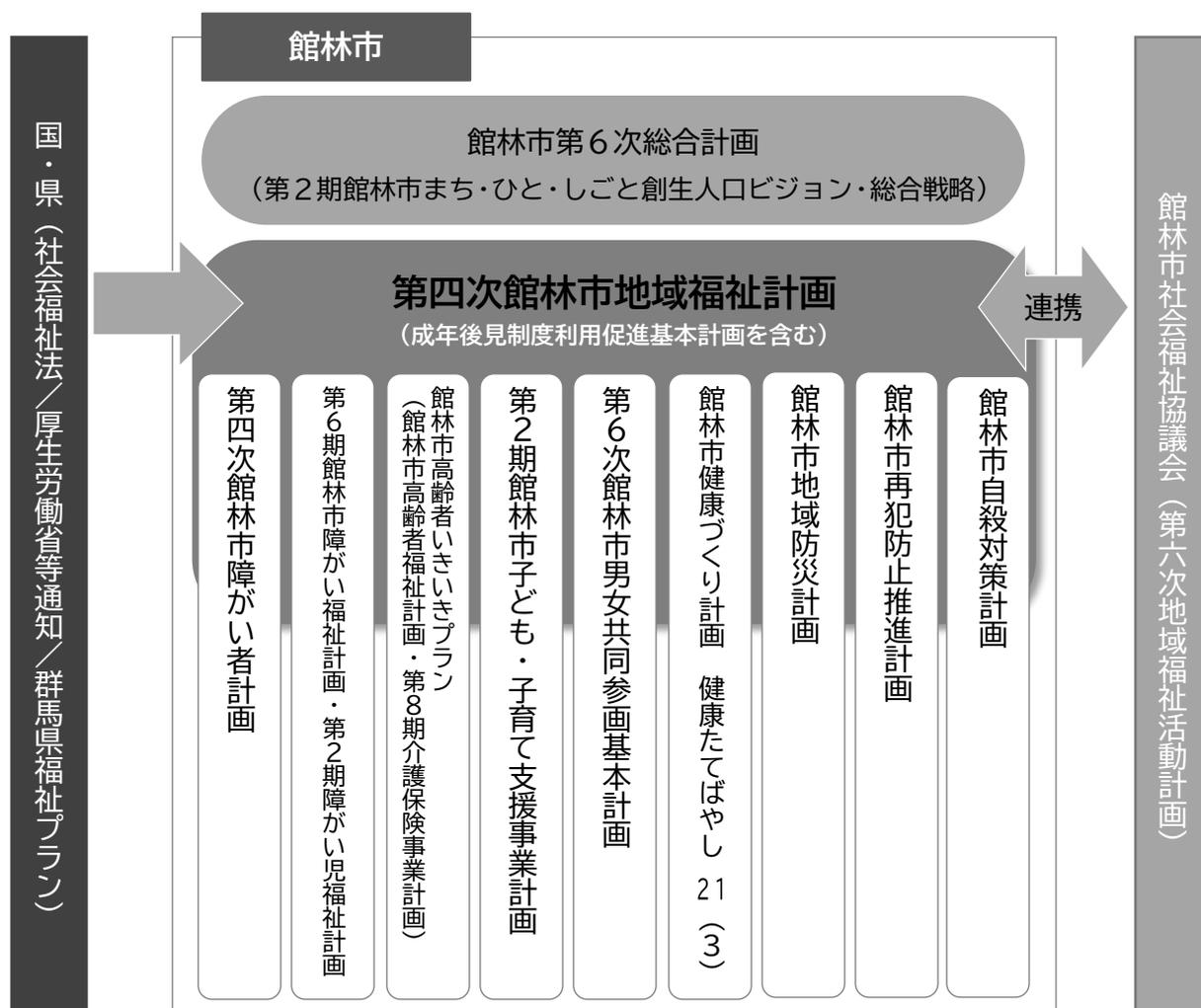
生活課題の解決の仕方としては、自分自身や家族で解決を図る「自助」、隣近所や地域の中で解決を図る「互助」、広く民間の力を合わせて解決する「共助」、そして行政や公的機関の福祉サービスでの解決を図る「公助」とがあります。生活課題を中心として、地域福祉計画と地域福祉活動計画、「自助」「互助」「共助」「公助」の関係は、以下の図で表すことができます。



3 計画の位置づけ

「第四次館林市地域福祉計画」は、市の総合計画「館林市第6次総合計画（第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略）」を上位計画とし、その目指す将来の姿である「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」の実現を地域福祉の面から支える個別計画です。

また、全ての市民を対象とした福祉計画として、「高齢者いきいきプラン（館林市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」や「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の個別の福祉計画や、「健康づくり計画」や「男女共同参画基本計画」、「地域防災計画」とも整合を図るとともに、館林市社会福祉協議会が策定する「第六次地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉を推進する計画です。



また、今回の計画策定にあたっては、令和3年3月に厚生労働省から通知された「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」を踏まえるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を一体的に策定します。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

また、計画期間中に社会情勢や法的要請事項に著しい変化があった場合、また関連する他の計画との整合を図る必要が生じた場合などは、適宜見直しを行うこととします。

計画名	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
館林市総合計画	第5次	第6次					
館林市地域福祉計画	第3次		第4次計画				
館林市社会福祉協議会地域福祉活動計画	第6次						

5 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、市民や福祉団体等の意見を取り入れるため、市民の方へのアンケート調査（『館林市地域福祉計画』及び『館林市障がい者計画』策定のためのアンケート調査）、及び地域懇談会を実施し、地域福祉に関する市民の意見を何うとともに、課題の抽出を行い、施策検討の基礎資料としました。

また、第三次館林市地域福祉計画に盛り込まれた施策の推進状況を評価し、その実績と今後の方向性を明らかにし、第四次計画の取組の設定の参考としました。

第2章 館林市の現状と課題

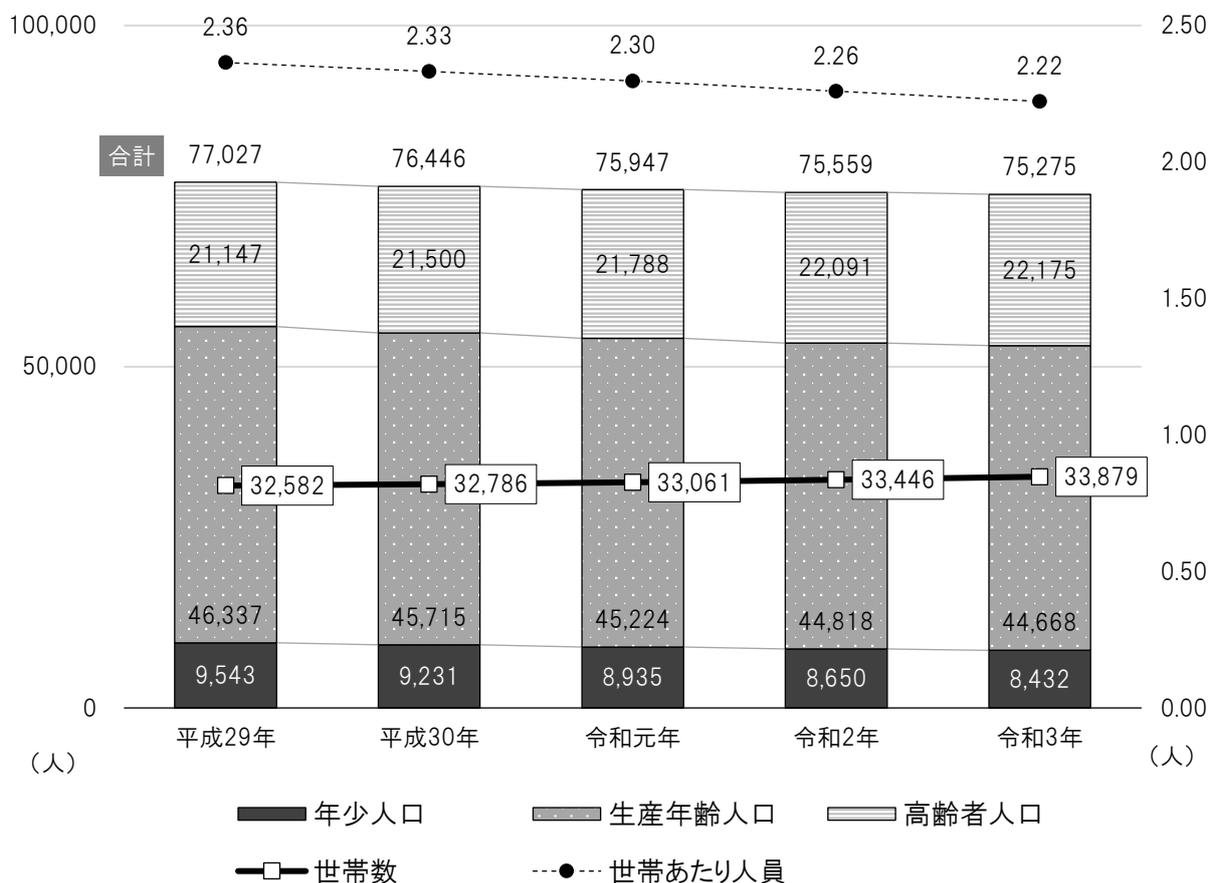
1 統計から見る館林市の現状

(1) 人口や世帯の状況

市の人口はゆるやかに減少しています。一方、世帯数は増加が続いているため、世帯あたりの人員は徐々に減少し、令和3年では総人口が75,275人、世帯数は33,879世帯、世帯あたりの人員は2.22人となっています。

年齢3区分別の人口構成比の推移を見ると、15歳から64歳までの生産年齢人口が最も大きく低下しており、14歳以下の年少人口でも減少が見られます。一方、65歳以上の高齢者数は増加が続き、令和3年では22,175人となっています。

【総人口（年少人口+生産年齢人口+高齢者人口）、世帯数と世帯あたり人員の推移】

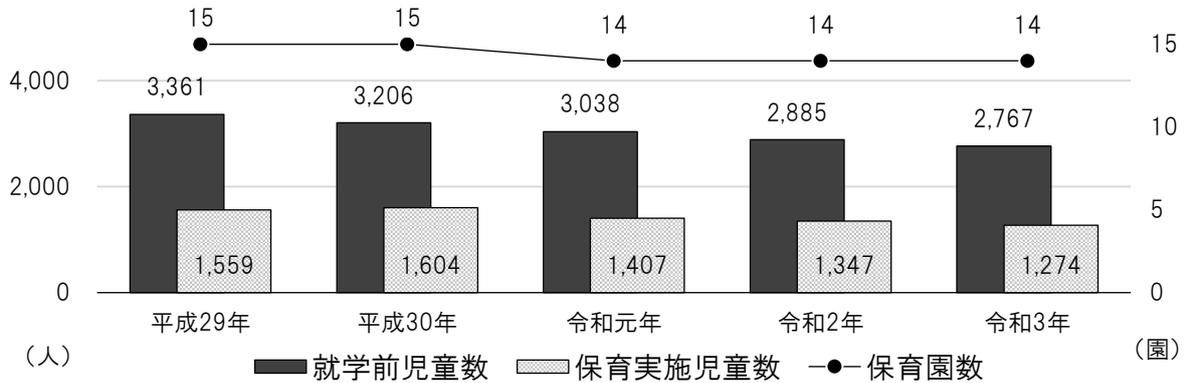


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 子どもの状況

平成29年から令和3年にかけて、就学前児童数は減少傾向にあり、保育実施児童数も減少しています。令和3年では就学前児童数が2,767人、保育実施児童数が1,274人となっています。保育園数は令和元年に1園減少し、令和3年では14園となっています。

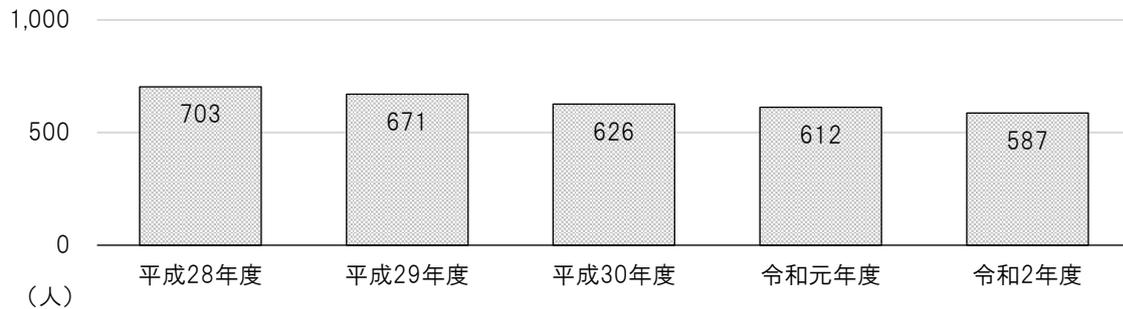
【保育実施児童数、就学前児童数と保育園数の推移】



資料:こども福祉課(各年4月1日時点)

児童扶養手当受給者総数は、平成28年度から令和2年度にかけて減少傾向にあり、令和2年度では587人となっています。

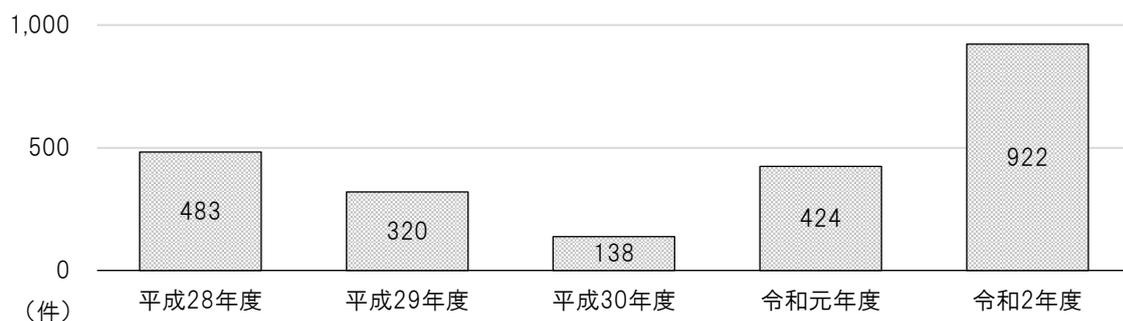
【児童扶養手当受給者総数の推移】



資料:こども福祉課(各年度3月31日)

児童虐待延べ相談件数は、平成29年度以降減少傾向にありましたが、令和2年度に前年より2倍以上増加し、922件となっています。

【児童虐待延べ相談件数の推移】

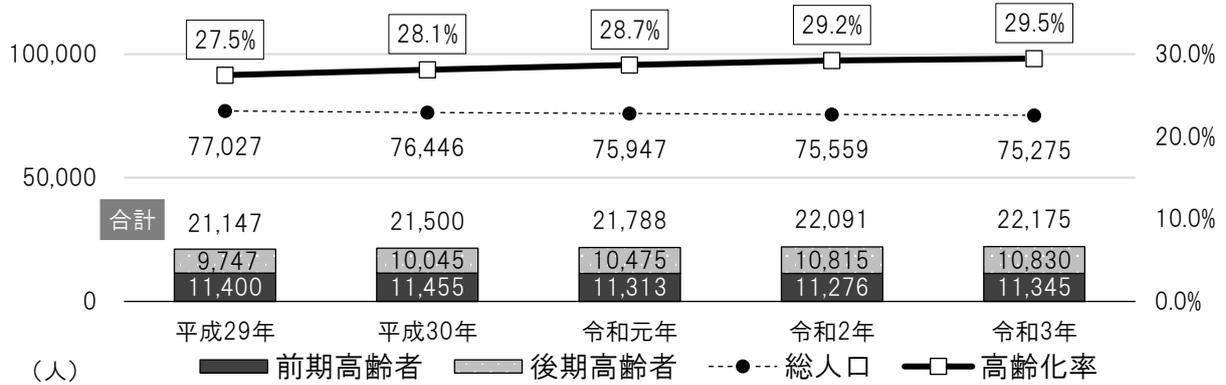


資料:家庭児童相談室(各年度3月31日)

(3) 高齢者等の状況

平成29年から令和3年にかけて、総人口は減少するなか65歳以上の高齢者人口は増加しています。75歳以上の後期高齢者も増加しており、令和3年の65歳以上の高齢者数は22,175人、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は29.5%となっています。

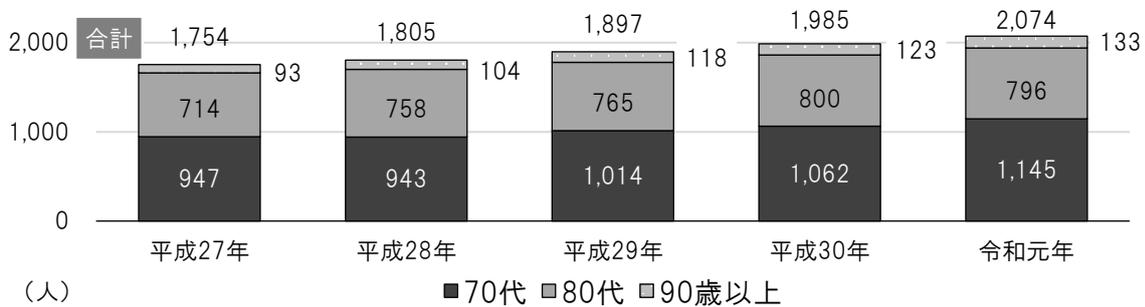
【高齢者人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

平成27年から令和元年にかけて、70歳以上の一人暮らし高齢者数は増加傾向にあり、令和元年では2,074人となっています。年代別では、70代が1,145人、80代が796人、90歳以上が133人となっています。

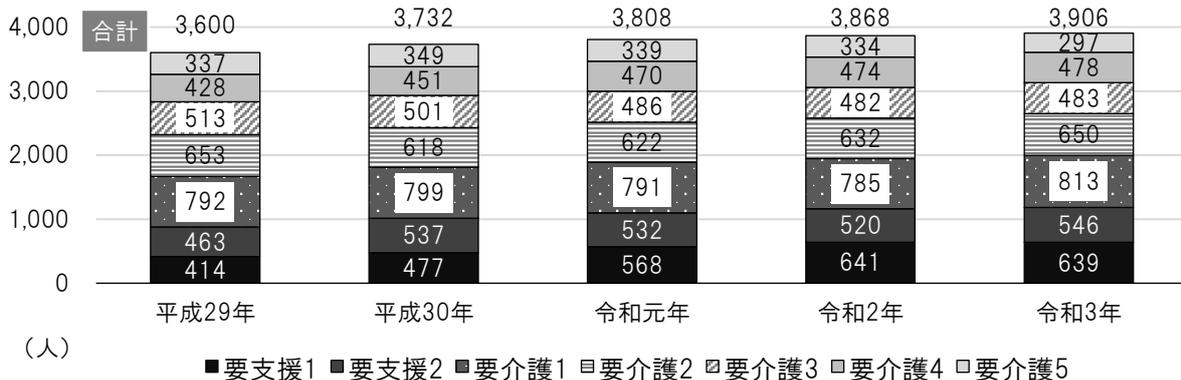
【一人暮らし高齢者数の推移】



資料：館林市実態調査（各年6月1日）

平成29年から令和3年にかけて、要介護認定者数は増加傾向にあり、令和3年では3,906人、うち要介護2以上（中重度）の方は1,908人となっています。

【要介護認定者数の推移】

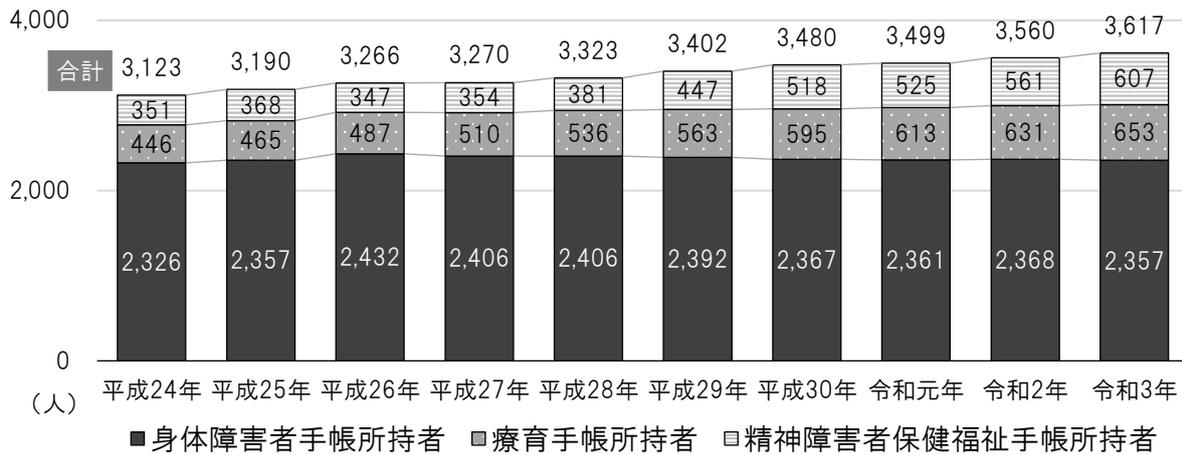


資料：介護保険課（各年3月31日）

(4) 障がい者の状況

各障害者手帳の交付者数は、増加傾向にあります。平成24年を基準に令和3年を見ると、身体障害者手帳交付者は31人(1.3%)の増加、療育手帳交付者は207人(46.4%)の増加、精神障害者保健福祉手帳交付者は256人(72.9%)の増加となっており、特に精神障害者保健福祉手帳交付者の増加割合が大きくなっています。

【各障害者手帳交付者数の推移】



資料:社会福祉課(各年3月31日)

各障害者手帳の交付者数を年齢別にみると、18歳未満の身体障害者手帳交付者は、平成24年から令和3年にかけて50人前後で推移しています。同じく18歳未満の療育手帳交付者は、令和3年では、平成24年より97人(90.0%)の増加、同じく18歳未満の精神障害者保健福祉手帳交付者は9人の増加となっており、18歳未満の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の増加率が18歳以上と比較して高くなっています。

【各障害者手帳交付者数の推移(年齢別)】

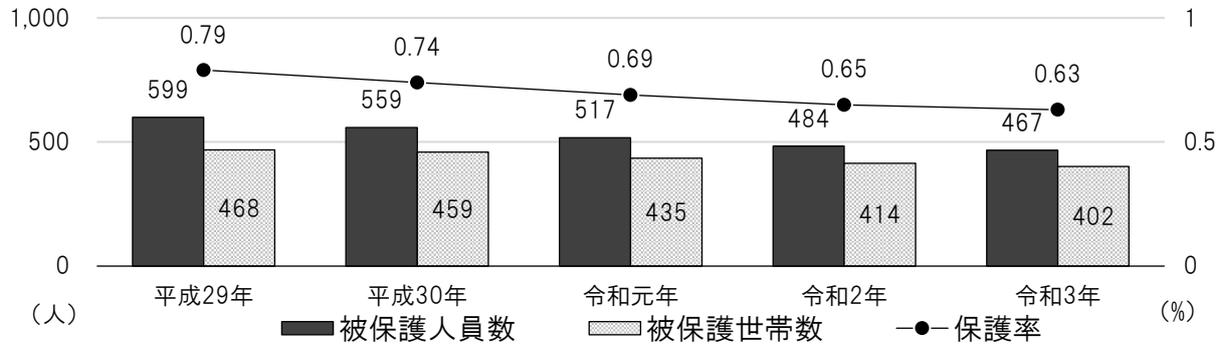
手帳の種類	年齢	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身体障害者手帳所持者数	18歳未満	50	54	57	47	48	54	53	50	53	49
	18歳以上	2,276	2,303	2,375	2,359	2,358	2,338	2,314	2,311	2,315	2,308
	総数	2,326	2,357	2,432	2,406	2,406	2,392	2,367	2,361	2,368	2,357
療育手帳所持者数	18歳未満	109	122	129	131	140	153	181	183	186	206
	18歳以上	337	343	358	379	396	410	414	430	445	447
	総数	446	465	487	510	536	563	595	613	631	653
精神障害者保健福祉手帳所持者数	18歳未満	0	3	4	1	2	4	9	11	9	9
	18歳以上	351	365	344	353	379	443	509	514	552	598
	総数	351	368	347	354	381	447	518	525	561	607

資料:社会福祉課(各年3月31日)

(5) 生活保護の状況

生活保護については、平成29年から令和3年まで、被保護人員、被保護世帯数並びに保護率とも減少傾向にあります。

【被保護人員数・世帯数、保護率の推移】

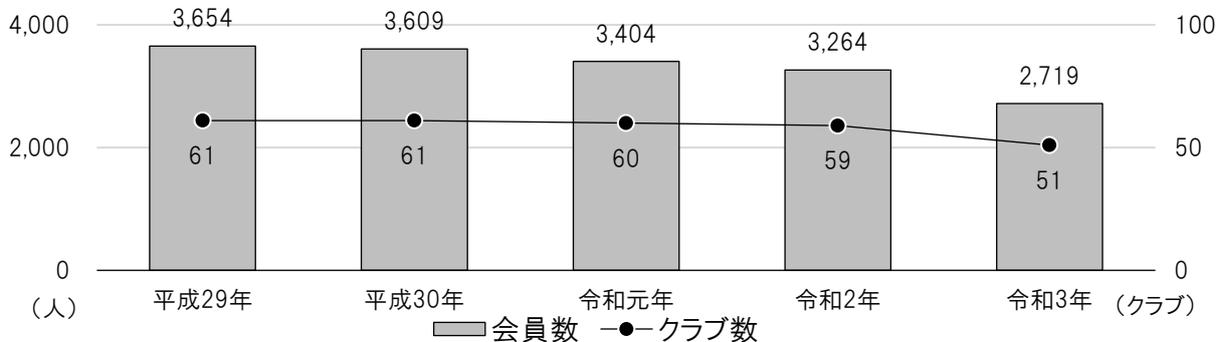


資料: 社会福祉課(各年3月31日)

(6) 地域活動の状況

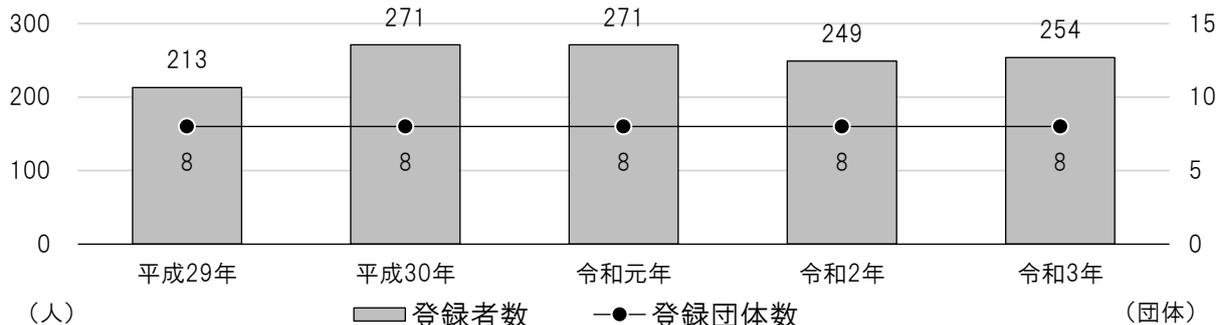
平成29年以降、老人クラブの会員数及びクラブ数は減少傾向となっています。特に令和3年に大きく減少しています。また、ボランティアについては、平成30年に登録者数の増加がみられましたが、それ以降、登録者数は減少傾向、登録団体数は横ばいとなっています。

【老人クラブ会員数・クラブ数の推移】



資料: 高齢者支援課(各年4月1日)

【ボランティア登録者数・登録団体数の推移】

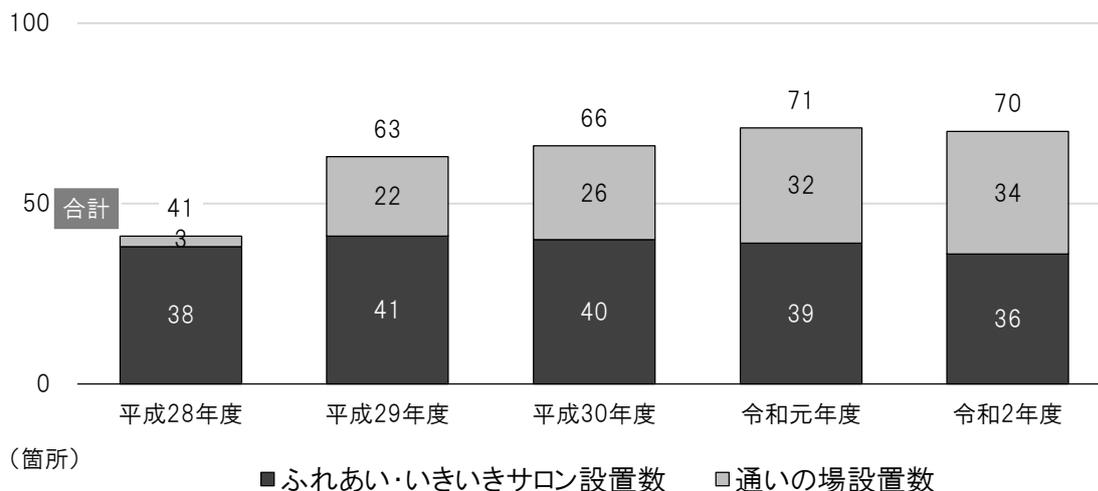


資料: 社会福祉課(各年4月1日)

ふれあい・いきいきサロン、通いの場設置数は、平成28年度と比較すると令和2年度では、ふれあい・いきいきサロンが2箇所減少の36箇所、通いの場は31箇所増加の34箇所となっています。

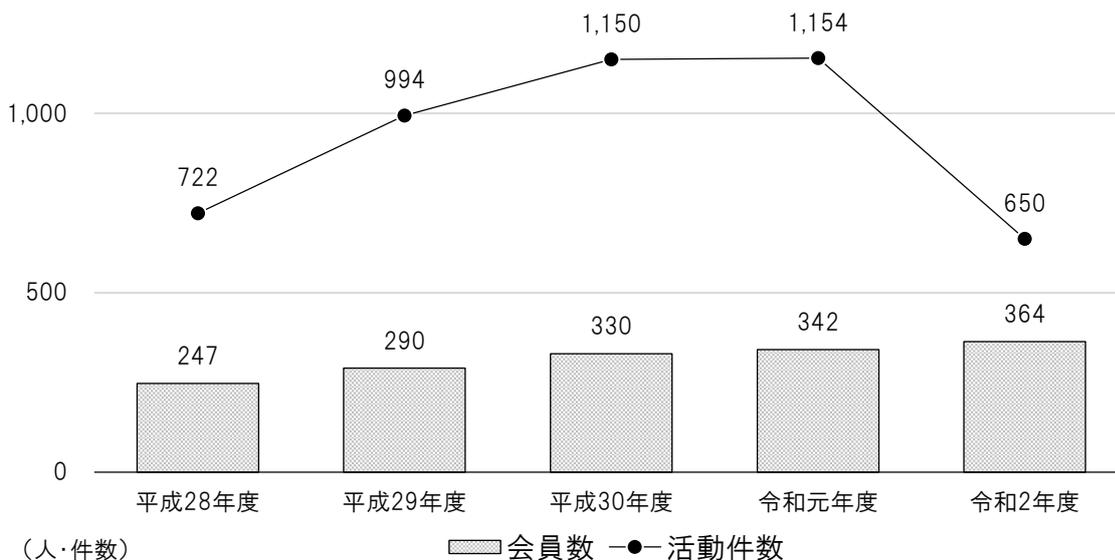
ファミリー・サポート・センターの活動状況では、平成28年度から令和元年度にかけて会員数、活動件数ともに増加傾向にありましたが、令和2年度は、会員数は増加したものの、活動件数は大幅に減少しています。新型コロナウイルスの影響により活動が減少したと考えられます。

【ふれあい・いきいきサロン、通いの場設置数の推移】



資料: 高齢者支援課

【ファミリー・サポート・センター活動状況の推移】



資料: こども福祉課(各年度3月31日)

2 市民アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

本調査は、館林市に在住の18歳以上の市民2,000人を対象として行いました。実施概要及び回収結果は以下のとおりです。

■調査対象者

区 分	調査対象者数	調査対象
18歳以上の男女	2,000人	無作為抽出

■実施概要

項 目	詳 細
調査対象地域	館林市全域
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・回収、インターネット回答
調査時期	令和3年8月18日～9月9日

■回収結果

調査票配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000	1,114	1,112	55.6%

【グラフ表示の見方】

- ◎比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記されます。また、合計が100%とならないこともあります。
- ◎複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ◎グラフの(n=○○)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

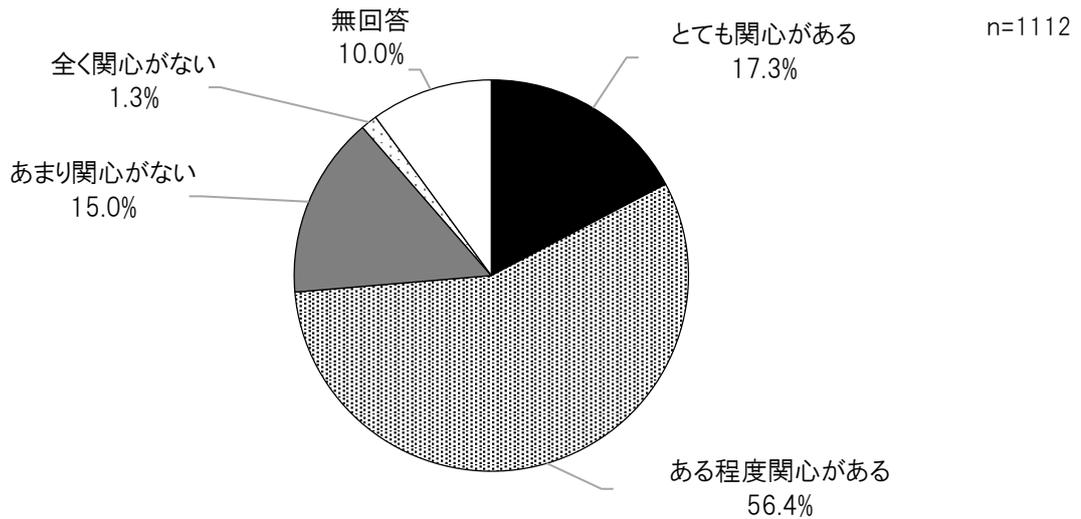
(2) 主な調査結果

①福祉への関心について

問 あなたは「福祉」に関心をおもちですか。(ひとつだけ○)

7割以上の方が福祉に「とても関心がある」または「ある程度関心がある」と回答しています。

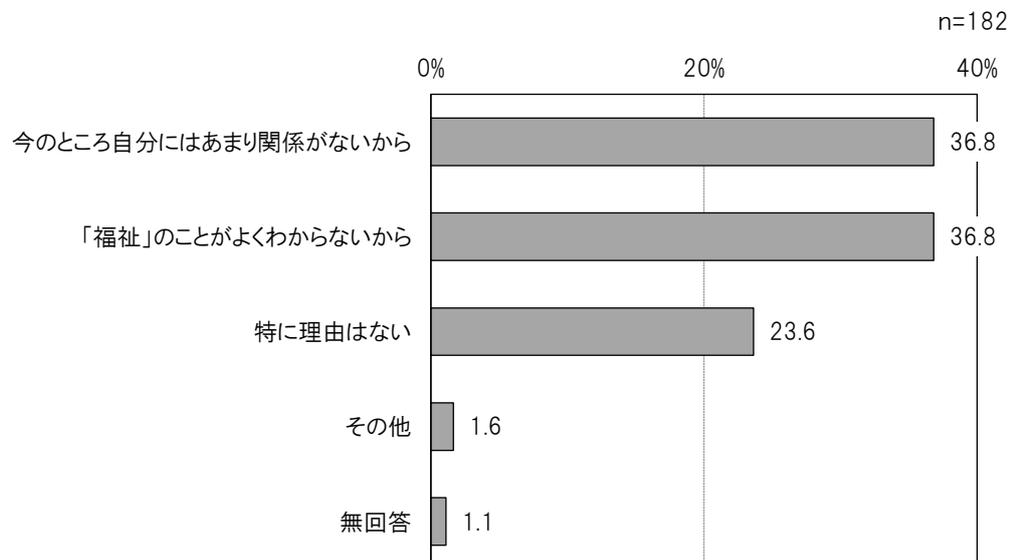
【福祉への関心】



問 「福祉」に関心がない理由は何ですか。(ひとつだけ○)

福祉に「あまり関心がない」または「全く関心がない」と回答した方の理由では、「今のところ自分にはあまり関係がないから」及び「福祉」のことがよくわからないから」がともに36.8%と最も高くなっています。

【福祉に関心がない理由】

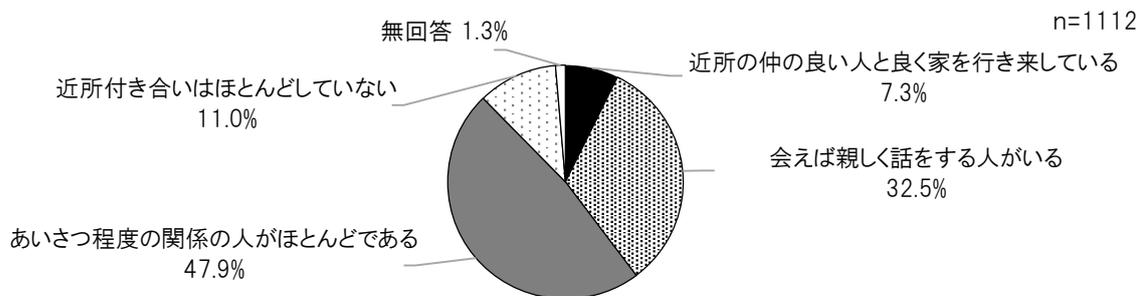


② 「近所・地域との関わり」について

問 あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。(ひとつだけ○)

近所の人との付き合いの程度では、「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が47.9%と最も高く、次いで「会えば親しく話をする人がいる」が32.5%などとなっています。

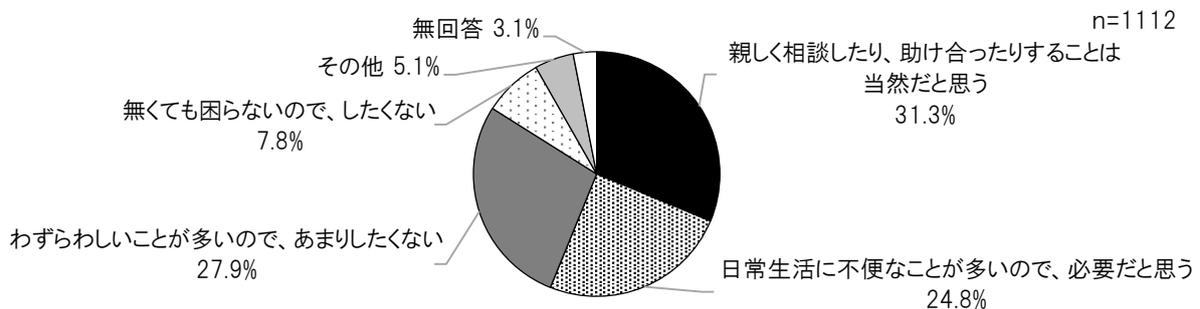
【近所の人との付き合いの程度】



問 あなたの近所付き合いに対する考え方に近いものはどれですか。(ひとつだけ○)

近所付き合いに対する考え方では、「親しく相談したり、助け合ったりすることは当然だと思う」が31.3%と最も高く、次いで「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」が27.9%などとなっています。

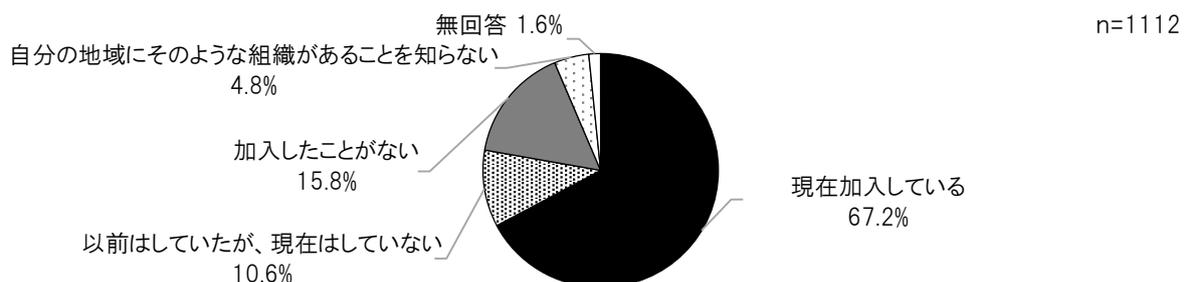
【近所付き合いに対する考え方】



問 あなたは、行政区や町内会に加入していますか。(ひとつだけ○)

行政区や町内会への加入状況については、「現在加入している」は67.2%、約3割の方は加入していない状況となっています。

【近所付き合いに対する考え方】



③ 「暮らしやすさ」について

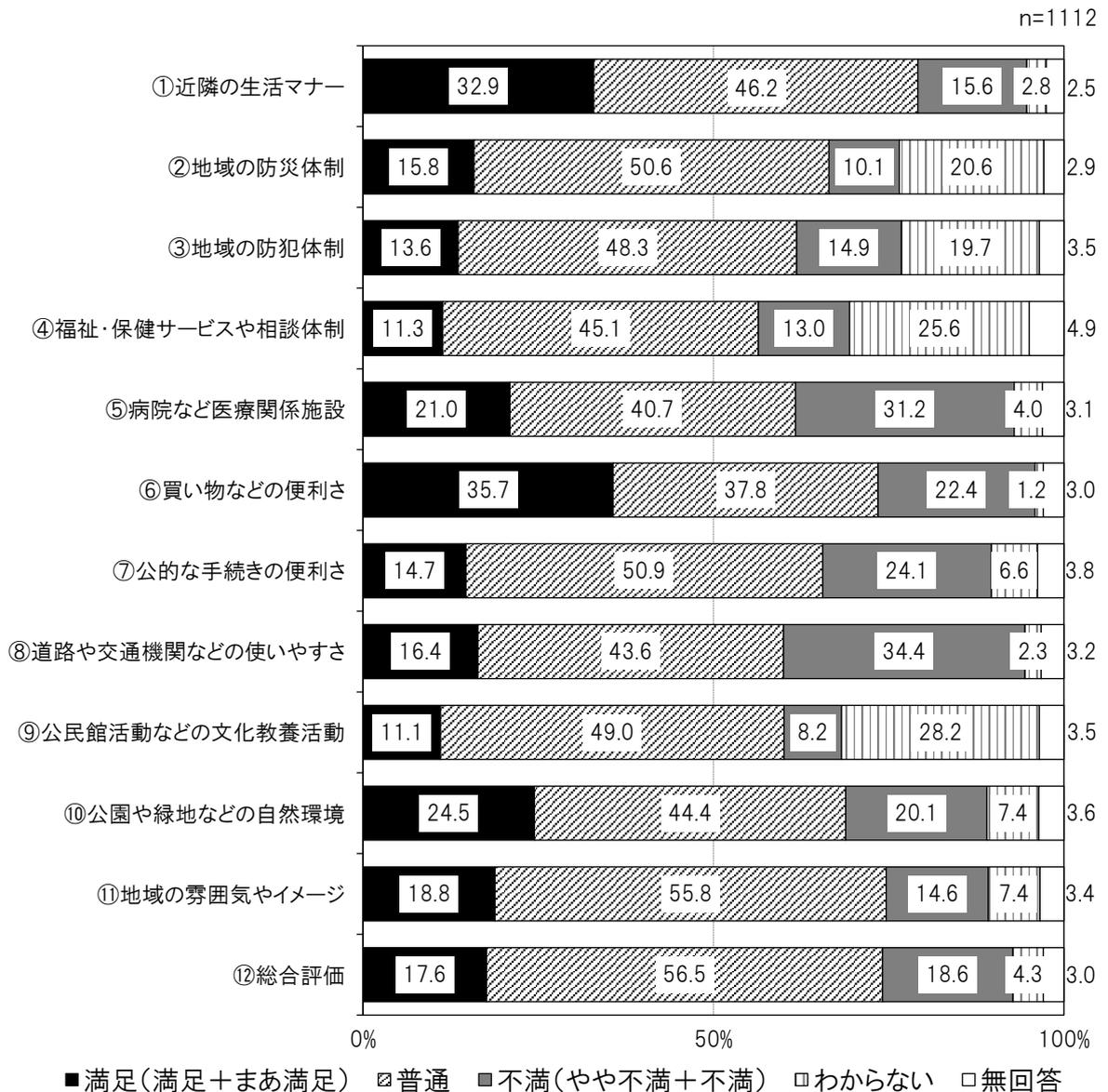
問 あなたが現在住んでいる地区の暮らしやすさはいかがですか。（それぞれひとつだけ○）

現在住んでいる地区の暮らしやすさについて、「満足（満足+まあ満足）」では、「①近隣の生活マナー」、「⑥買い物などの便利さ」が3割を超えています。

「不満（やや不満+不満）」では、「⑤病院など医療関係施設」、「⑧道路や交通機関などの使いやすさ」、が3割を超えています。

また、「②地域の防災体制」、「③地域の防犯体制」、「④福祉・保健サービスや相談体制」、「⑨公民館活動などの文化教養活動」については、「わからない」が約2割から3割と比較的割合が高くなっています。

【現在住んでいる地区の暮らしやすさ】

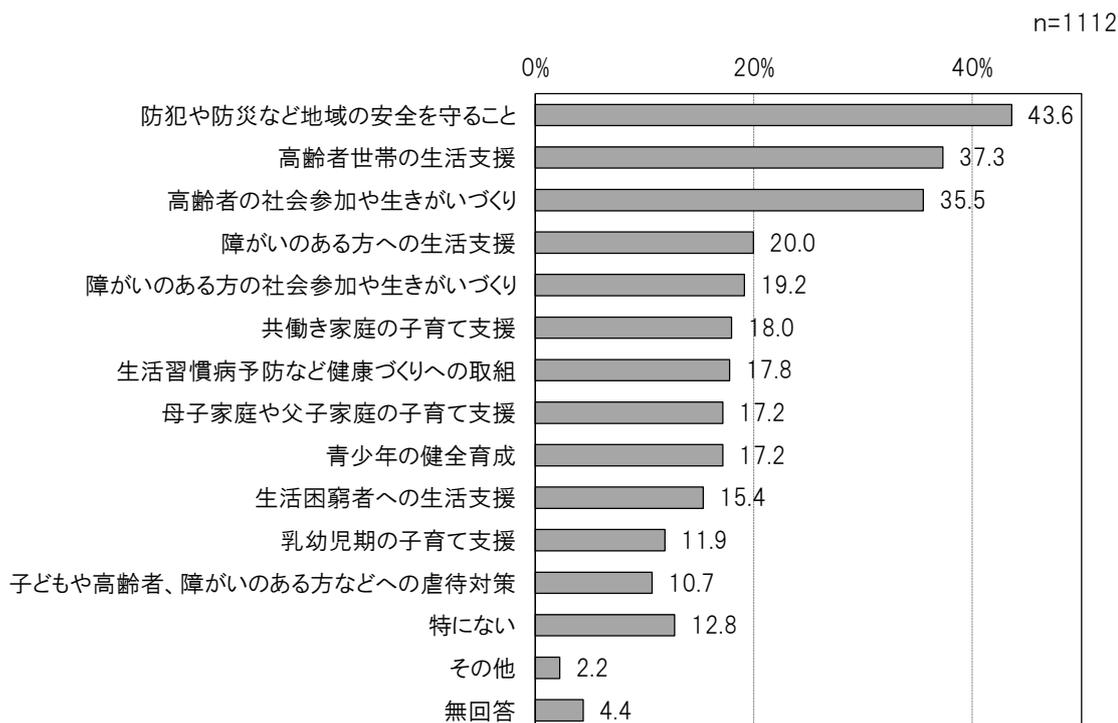


④地域の課題について

問 あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなこと
があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

身近な地域の地域住民が取り組むべき課題や問題では、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が43.6%で最も高く、次いで「高齢者世帯の生活支援」が37.3%、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が35.5%などとなっています。

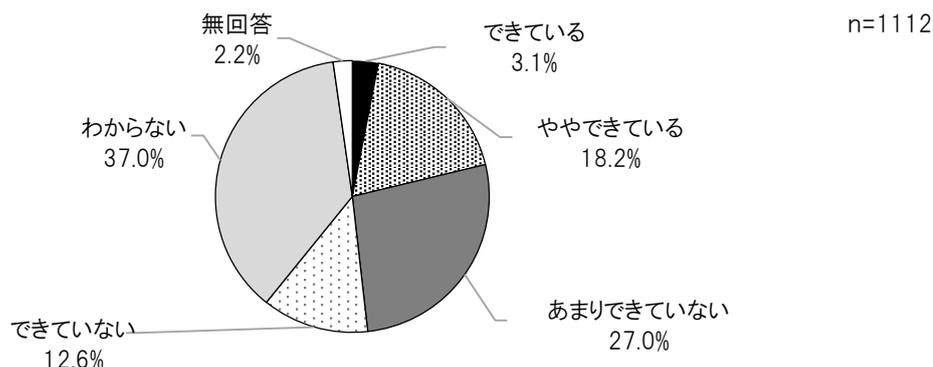
【身近な地域の地域住民が取り組むべき課題や問題】



問 あなたは、コミュニティ活動や地域の課題などについて、身近な地域で情報を共有する
しくみができていると思いますか。(ひとつだけ○)

コミュニティ活動や地域の課題などの情報を身近な地域で共有するしくみについては、「できている(できている+ややできている)」が21.3%、「できていない(あまりできていない+できていない)」が39.6%、「わからない」が37.0%となっています。

【身近な地域で地域課題などの情報を共有するしくみ】

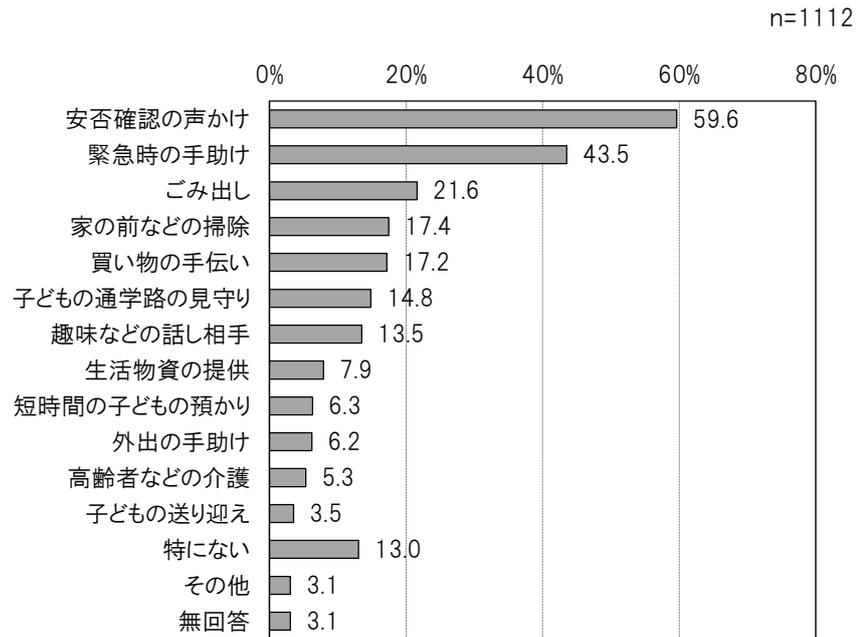


⑤地域での助け合いについて

問 隣近所で、高齢者や障がいのある方の介護・介助や子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。（あてはまるものすべてに○）

隣近所での助け合いでできることについては、「安否確認の声かけ」が59.6%と最も高く、次いで「緊急時の手助け」が43.5%と高くなっています。

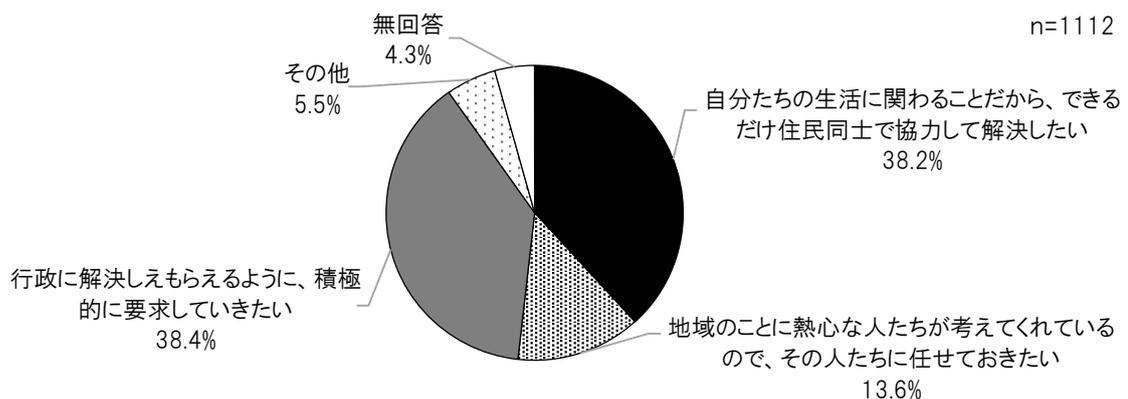
【隣近所での助け合いでできること】



問 日常生活の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。（ひとつだけ○）

地域課題の解決方法については、「できるだけ住民同士で協力して解決したい」が38.2%、「地域のことに熱心な人たちに任せておきたい」が13.6%、「行政に解決してもらいたい」が38.4%となっています。

【地域課題の解決方法】

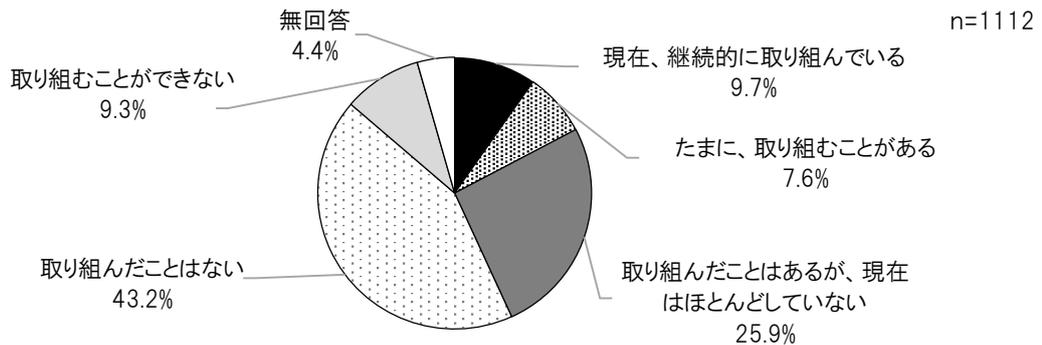


⑥地域活動やボランティア活動について

問 あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動などについて、取り組んでいますか。(ひとつだけ○)

地域活動やボランティア活動の取組状況は、「取り組んでいる（継続的+たまに）」が17.3%となっています。

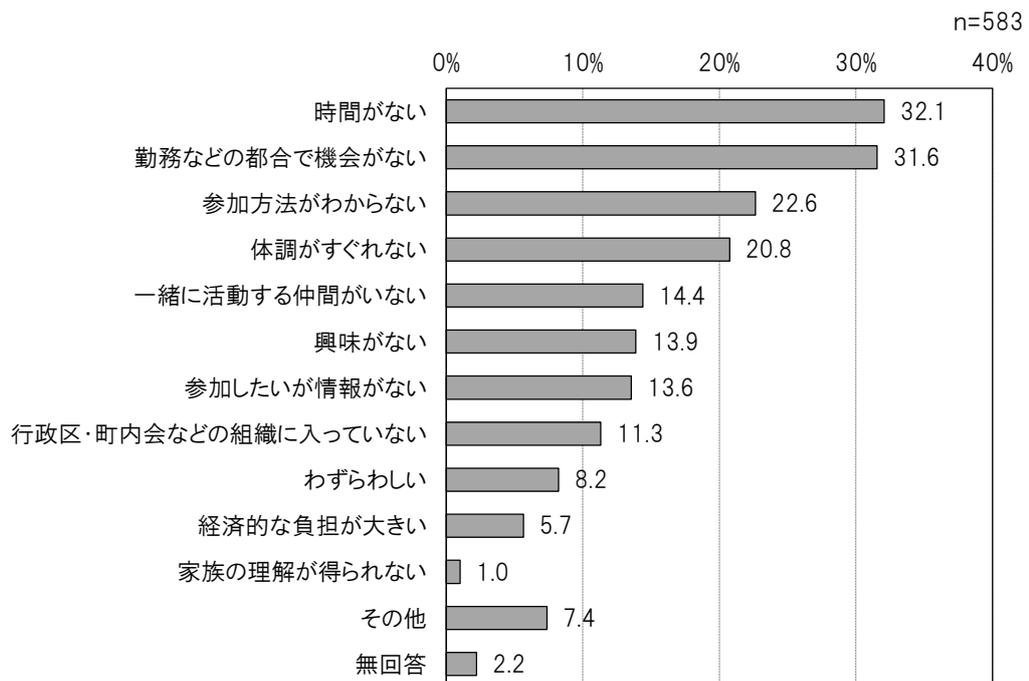
【地域活動やボランティア活動の取組状況】



問 「取り組んだことがない」、「取り組むことができない」理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「取り組んだことがない」、「取り組むことができない」理由では、「時間がない」が32.1%で最も高く、次いで「勤務などの都合で機会がない」が31.6%、「参加方法がわからない」が22.6%などとなっています。

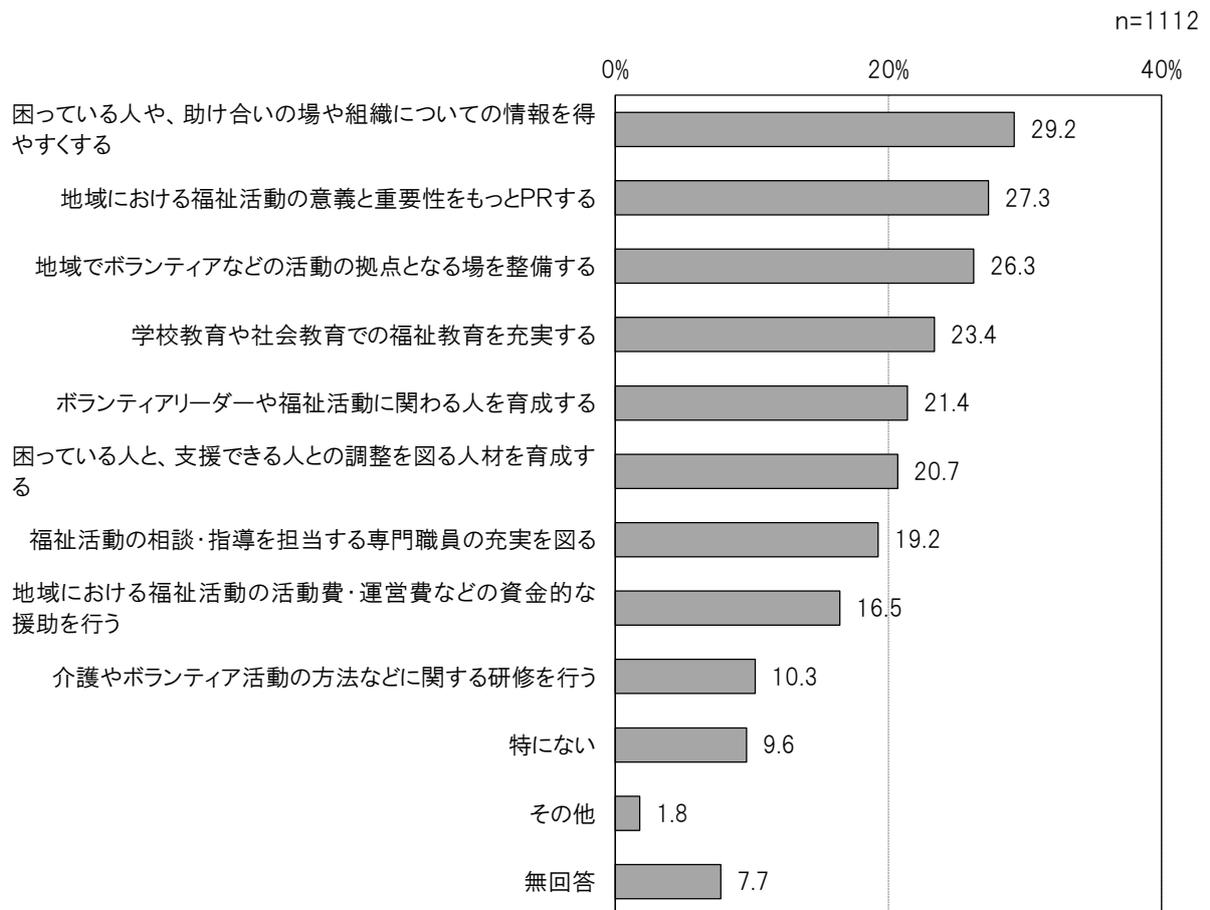
【地域活動やボランティア活動の取組状況】



問 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(3つまで○)

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことでは、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が29.2%で最も高く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が27.3%、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が26.3%などとなっています。

【地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと】

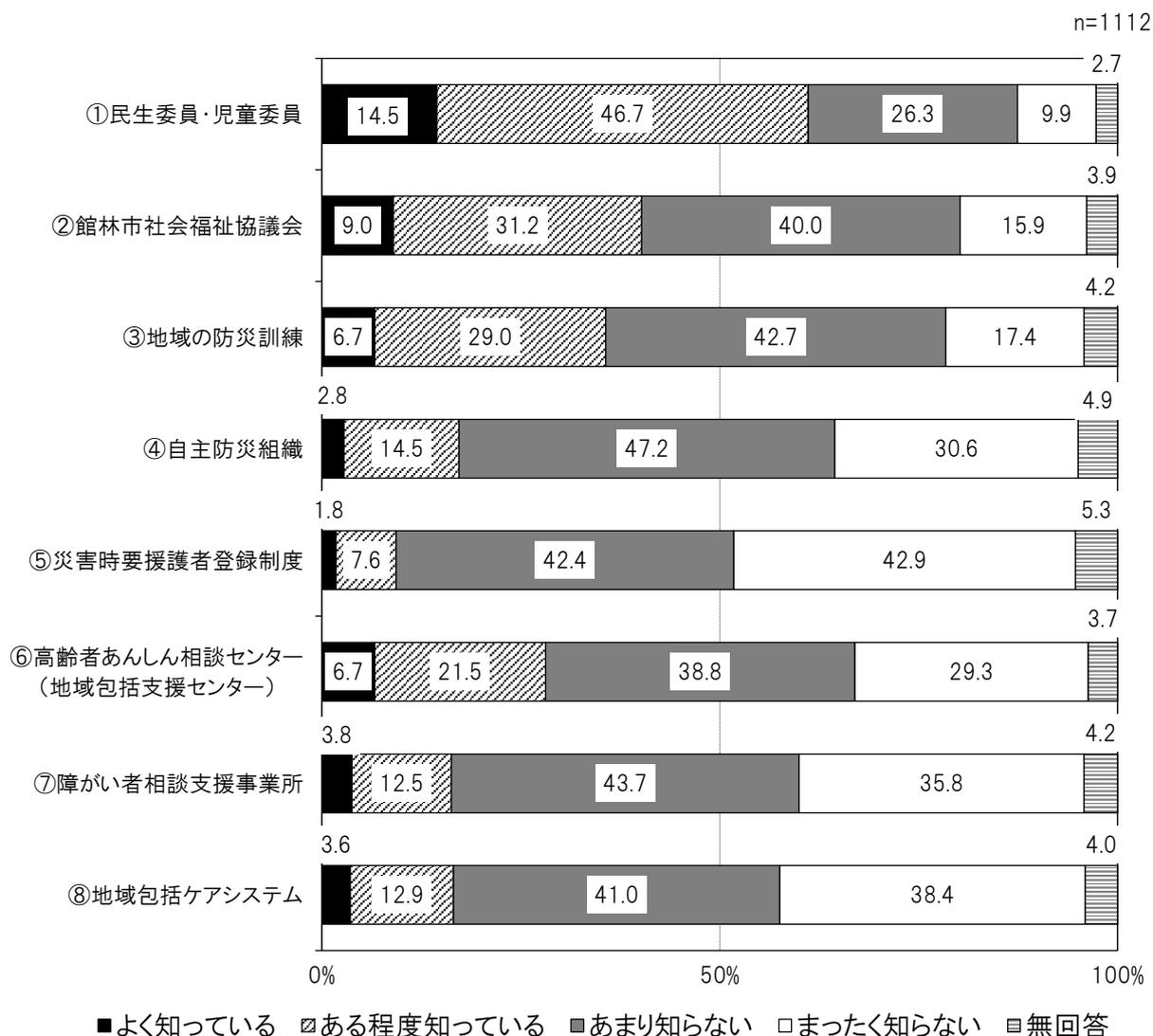


⑦福祉サービスなどの情報について

問 あなたは、次の団体や機関、制度、仕組みを知っていますか。(それぞれひとつだけ○)

団体や機関、制度、仕組みの認知度では、「民生委員・児童委員」については、「知っている(よく+ある程度)」が61.2%と「知らない(あまり+まったく)」の割合を超えています。その他の項目については、「知らない(あまり+まったく)」が5割を超え高くなっています。

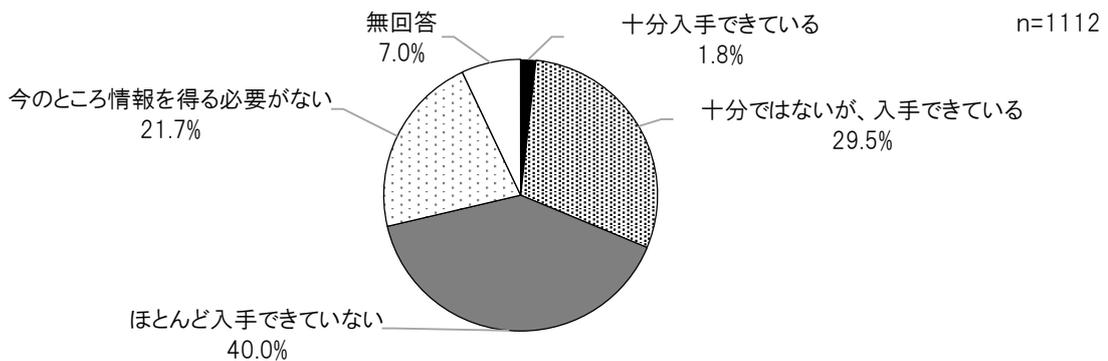
【団体や機関、制度、仕組みの認知度】



問 あなたは、自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

自分に必要な「福祉サービス」の情報の入手状況については、「今のところ情報を得る必要がない」が21.7%あり、残りの約8割の方のうち、「入手できている(十分+十分ではないができています)」が31.3%、「ほとんど入手できていない」が40.0%となっています。

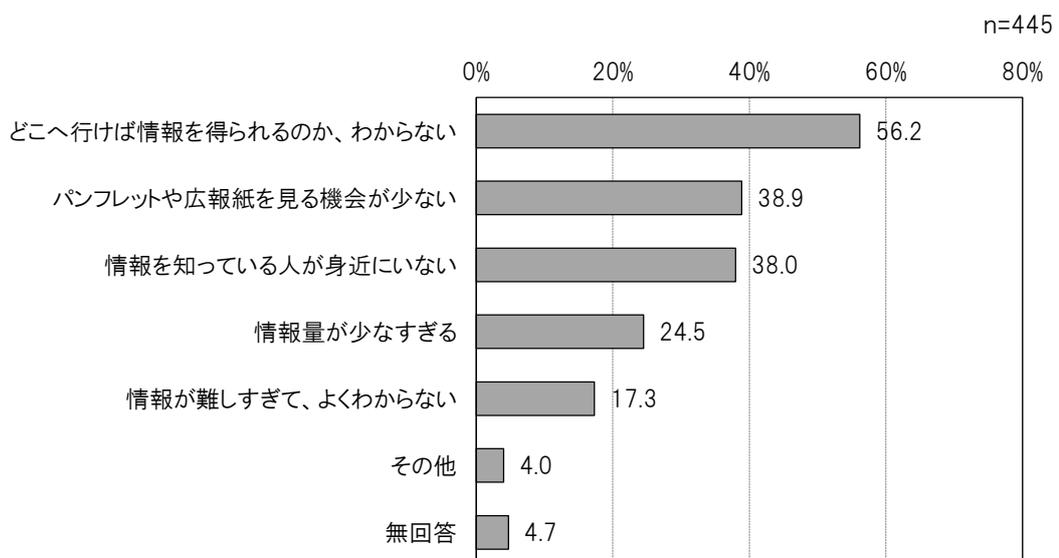
【自分に必要な「福祉サービス」の情報の入手状況】



問 情報の入手ができていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「福祉サービス」の情報が入手できていない理由については、「どこへ行けば情報を得られるのか、わからない」が56.2%と最も高くなっており、次いで「パンフレットや広報紙を見る機会が少ない」が38.9%、「情報を知っている人が身近にいない」が38.0%などとなっています。

【情報の入手ができていない理由】

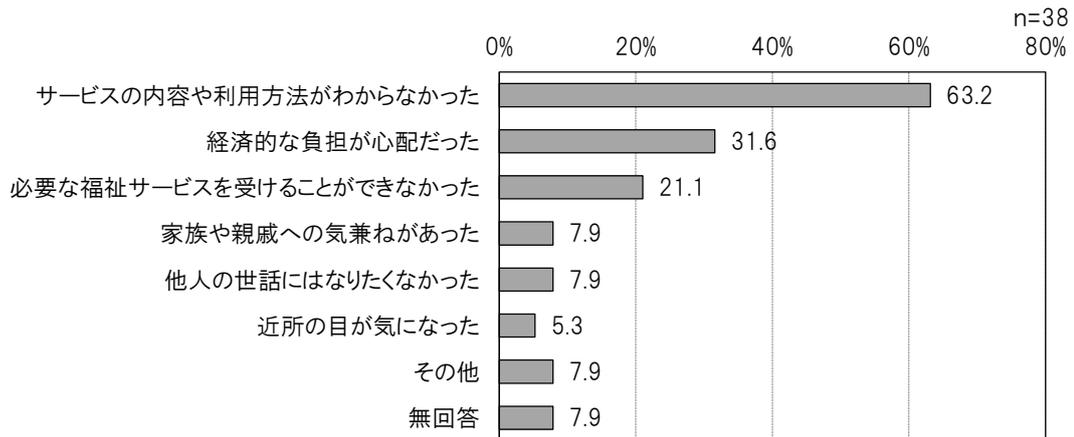


⑧福祉サービスの利用について

問 「福祉サービス」が必要だったが利用できなかった理由は、下記のどれに該当しますか。（3つまで○）

「福祉サービス」が必要だったが利用できなかった理由では、「サービスの内容や利用方法がわからなかった」が63.2%と最も高くなっており、次いで「経済的な負担が心配だった」が31.6%などとなっています。

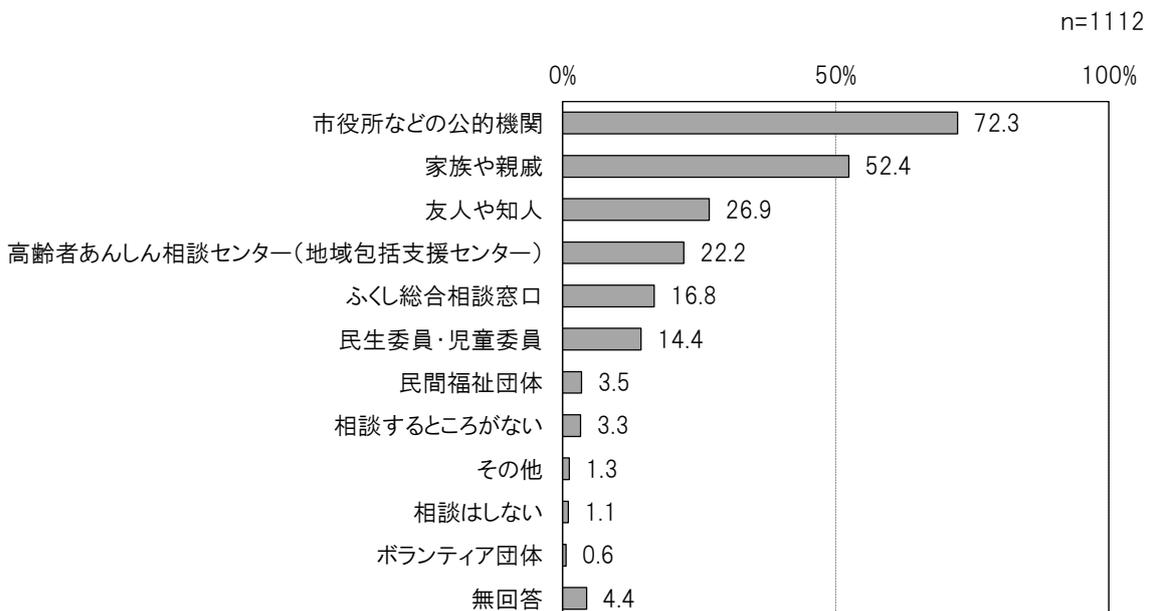
【「福祉サービス」が必要だったが利用できなかった理由】



問 「福祉サービス」の利用が必要になったときどこに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

「福祉サービス」の利用が必要になったときの相談先では、「市役所などの公的機関」が72.3%で最も高く、次いで「家族や親戚」が52.4%などとなっています。

【「福祉サービス」の利用が必要になったときの相談先】

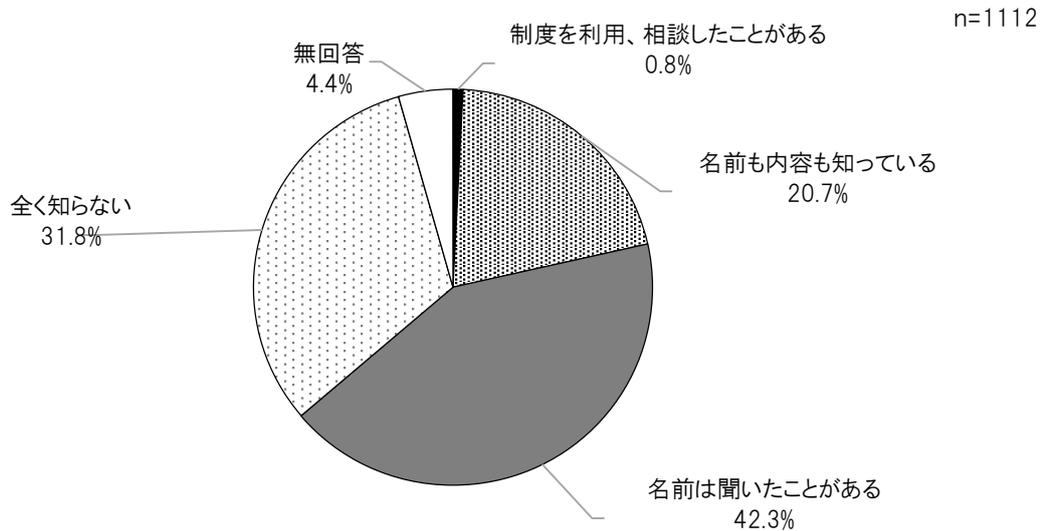


⑨成年後見制度、市民後見制度について

問 あなたは「成年後見制度」についてどのくらい知っていますか。(ひとつだけ○)

「成年後見制度」をどのくらい知っているかについて、「名前も内容も知っている」が20.7%、「全く知らない」が31.8%となっています。

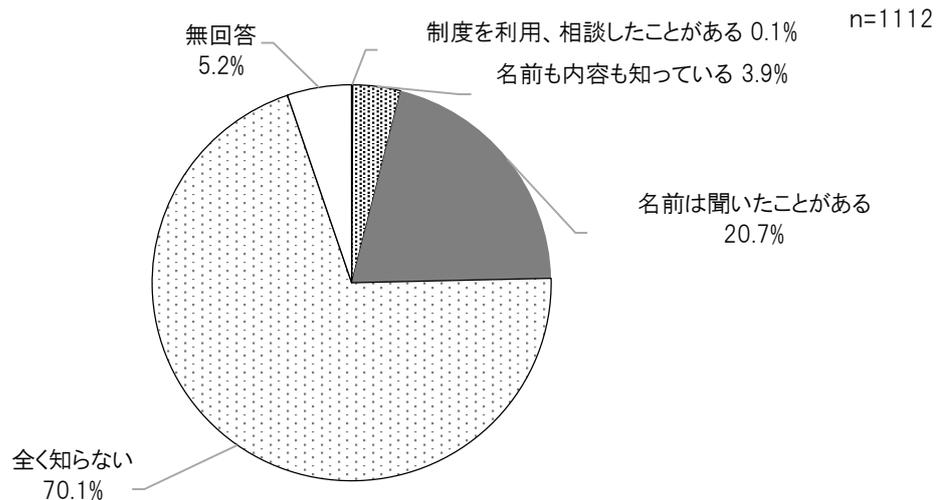
【成年後見制度の認知度】



問 あなたは「市民後見制度」についてどのくらい知っていますか。(ひとつだけ○)

「市民後見制度」をどのくらい知っているかについて、「名前も内容も知っている」が3.9%、「全く知らない」が70.1%となっています。

【市民後見制度の認知度】

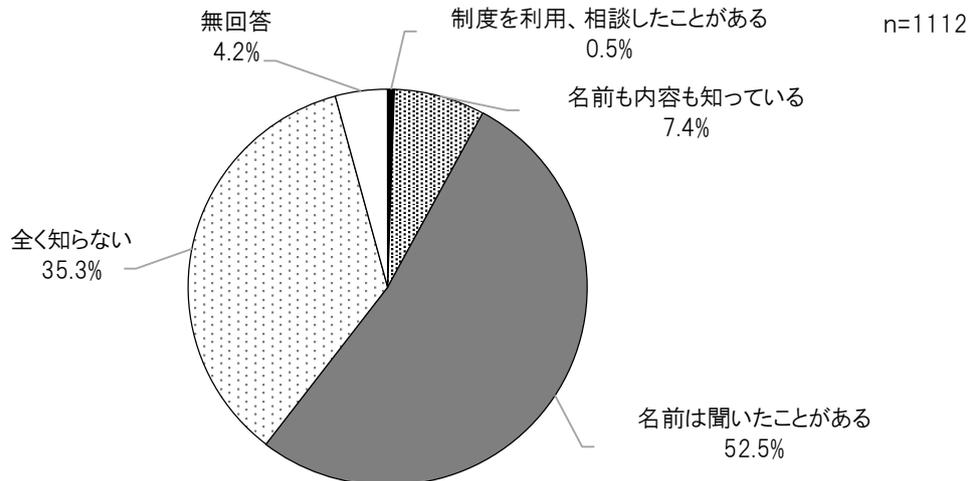


⑩生活困窮者の自立支援について

問 「生活困窮者自立支援制度」を知っていますか。(ひとつだけ○)

「生活困窮者自立支援制度」を知っているかについて、「名前も内容も知っている」が7.4%、「全く知らない」が35.3%となっています。

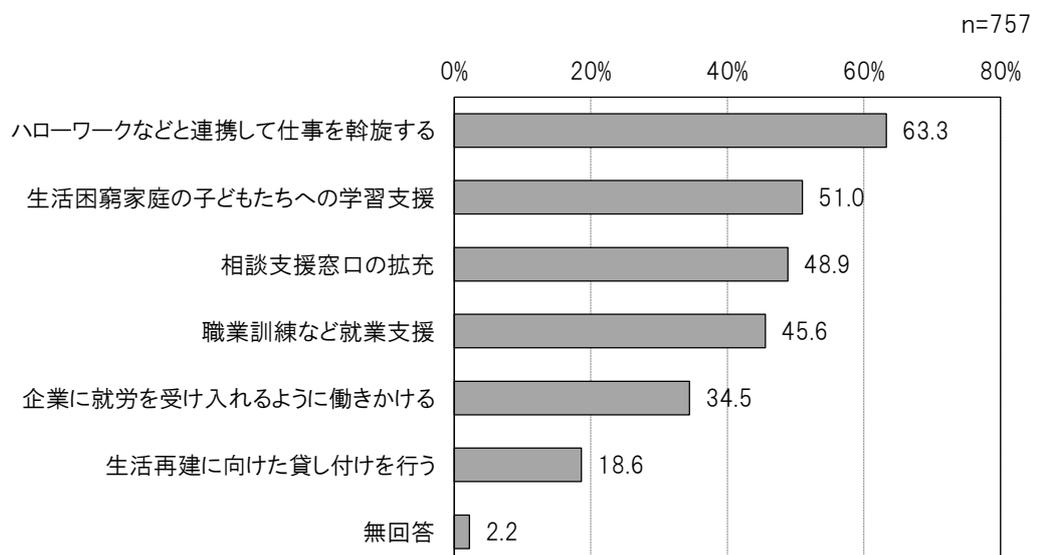
【生活困窮者自立支援制度の認知度】



問 生活困窮者の自立支援に向けて、市が行うべき支援として望ましいと思うのはどのような取組ですか。(あてはまるものすべてに○)

生活困窮者の自立支援に向けて、市が行うべき支援としては、「ハローワークなどと連携して仕事を斡旋する」が63.3%と最も高く、次いで「生活困窮家庭の子どもたちへの学習支援」が51.0%などとなっています。

【生活困窮者の自立に向けて市が行うべき支援】



⑪災害について

問 あなたは、地震など災害発生時に、誰かの助けを必要としますか。(ひとつだけ○)

問 「必要とする」場合、災害発生時に助けてもらえる人がいますか。(ひとつだけ○)

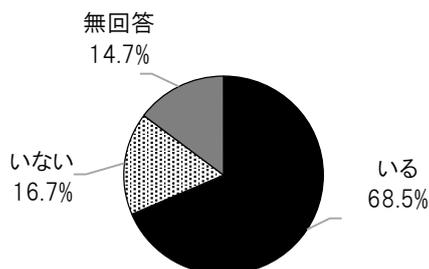
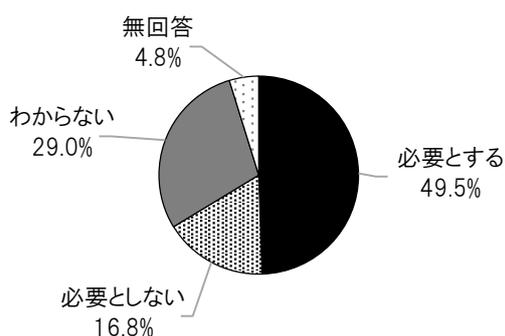
地震など災害発生時に、誰かの助けを必要とするかについて、「必要とする」が49.5%、「必要としない」が16.8%となっています。また、「必要とする」場合に、助けてもらえる人がいるかについては、「いる」が68.5%、「いない」が16.7%となっています。

【災害発生時に、誰かの助けを必要とするか】

【助けてもらえる人がいるか】

n=1112

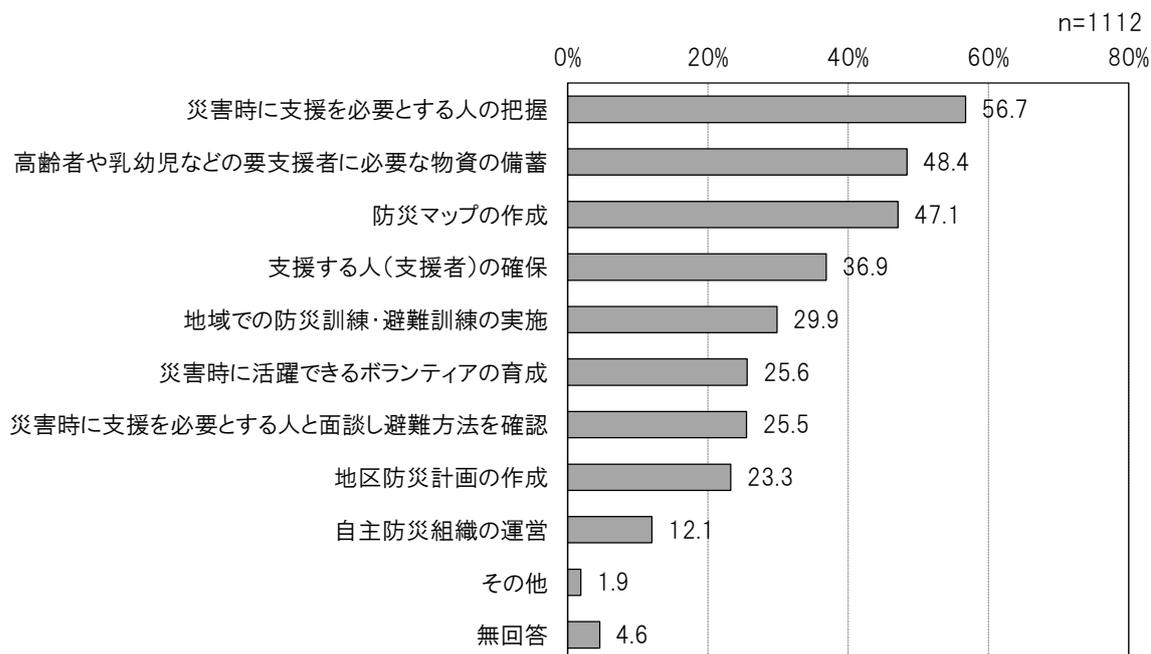
n=550



問 あなたは、災害時の対策として、地域でどのような備えをしておくことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

災害時のための地域での必要な備えについては、「災害時に支援を必要とする人の把握」が56.7%と最も高く、次いで「高齢者や乳幼児などの要支援者に必要な物資の備蓄」が48.4%などとなっています。

【災害時のための地域での必要な備え】



⑫市の保健福祉施策について

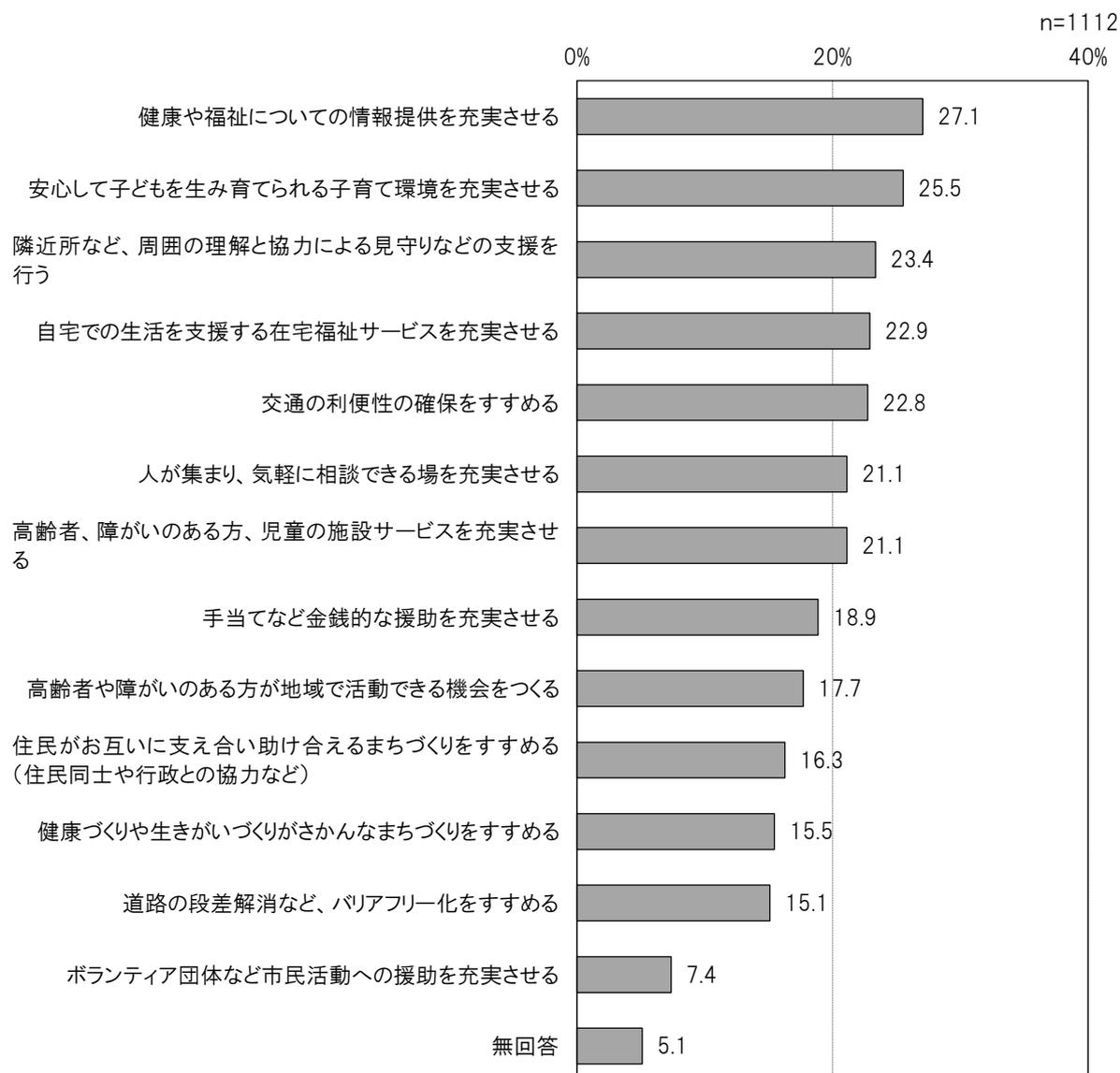
問 館林市の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取組はどれですか。(3つまで○)

市の保健福祉施策をより充実していくために、重要と考える取組では、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が27.1%で最も高く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が25.5%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が23.4%、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」が22.9%などとなっています。

自由記入の意見では、「情報提供」に関しては、今は情報が必要でない人への情報提供、住民同士での情報共有や情報発信の仕組みづくりが必要、などといった意見がみられました。

「在宅生活への支援」では、病院への付き添い、定期的な見守り、健康で暮らすための習慣作り、困りごとがないかのアウトリーチ、外出支援などといった意見がみられました。

【市の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取組】



(3) 結果のまとめ

①福祉への関心について

福祉への関心については、7割以上の方が「ある（とても＋ある程度）」と回答していますが、関心がない理由では、「自分に関係がない」、「福祉のことがよくわからない」がどちらも約4割と高くなっています。福祉への理解を進め、福祉には住民の協力が大切であることを周知していくことが重要です。

②近所・地域との関わりについて

近所との付き合いの程度では、「会えば親しく話をする」以上が約4割、「近所付き合いがほとんどない」が約1割います。「行政区や町内会に加入していない」が約3割あり、近所付き合いの機会がないことも考えられます。近所付き合いのあり方について、検討することが重要と考えられます。

③暮らしやすさについて

自身の地域の暮らしについて、「地域の防災・防犯体制」、「福祉・保健サービスの相談体制」、「公民館活動などの文化教養活動」の状況が「わからない」が多くありました。

身近な地域での情報共有の仕組みについては、「できている（できている＋ややできている）」と考える方は約3割にとどまります。

どういった活動が行われているのか、いないのかといった地域の活動情報が地域住民に届いていないと考えられます。地域住民同士での情報共有、情報発信の在り方を充実させていく必要があります。

④地域での助け合いについて

隣近所での助け合いでできることでは、「安否確認の声かけ」が約6割、「緊急時の手助け」が約4割と高くなっています。地域課題の解決について、地域で解決すべきと考える方が約5割、行政に解決してもらいたいと考える方が約4割います。自助、互助、共助、公助の観点で、地域での助け合いを進めていくことが重要と考えられます。

⑤地域活動やボランティア活動について

地域活動やボランティア活動に「取り組んでいる（継続的＋たまに）」方は2割を下回っています。取り組まない理由では、「時間がない」「機会がない」が約3割と高くなっていますが、「参加方法がわからない」が約2割、「一緒に活動する仲間がいない」「参加したいが情報がない」も1割を超えています。

地域における助け合い、支え合い活動を活発化するために必要なことでは、「活動情報の提供の充実」、「福祉活動の意義のPRの充実」、「活動拠点の充実」の割合が高くなっています。

地域活動やボランティアの活動状況や、参加方法に関する情報の充実や仲間づくりの機会提供、活動の場の提供などを行い、地域活動やボランティア活動を充実させていくこと

が必要と考えられます。

⑥福祉サービス等の情報入手について

福祉サービスに関する情報入手について、「ほとんどできていない」が4割となっています。地域の福祉を支える制度やサービスについて、「知っている（よく+ある程度）」の割合では、「高齢者あんしん相談センター」が約3割、「障がい者相談支援事業所」、「地域包括ケアシステム」が約2割などとなっています。

情報入手ができない理由では、「どこへ行けば情報が得られるかわからない」が約6割で最も高く、「パンフレットや広報紙を見る機会が少ない」、「情報を知っている人が身近にいない」も約4割と高くなっています。

福祉サービスに関する情報発信を充実させるとともに、どのような情報が、どこで得ることができるのか周知していくことが重要と考えられます。

⑦成年後見制度等について

成年後見制度を「知っている（制度を利用または名前も内容も知っている）」は約2割、市民後見制度では1割に満たない状況となっています。

また、生活困窮者自立支援制度についても「知っている（制度を利用または名前も内容も知っている）」は1割に満たない状況です。制度内容の周知が必要と考えられます。

⑧災害時について

災害発生時に「誰かの助けを必要とする」が約5割あり、そのうち助けてもらえる人が「いる」が約7割、「いない」が約2割います。

地域での災害時の備えに必要なことでは、「災害時に支援を必要とする人の把握」が約6割で最も高く、次いで、高齢者や乳幼児などの要支援者に必要な物資の備蓄が約5割となっています。

個別避難計画の作成や防災訓練などを通じた災害への備えが重要と考えられます。

⑨市の保健福祉施策について

市の保健福祉施策をより充実していくために、重要と考える取組では、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」、「交通の利便性の確保を進める」、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」、「高齢者、障がいのある方、児童の施設サービスを充実させる」が2割を超えています。

多岐にわたる課題への対策が必要であり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域をともに創っていくことが重要と考えられます。

3 地域懇談会

地域福祉や地域福祉計画について理解を深めていただくとともに、地域における福祉課題を把握し「第四次館林市地域福祉計画」策定に向け、基礎となる資料を得ることを目的として、区長、副区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの地域づくり活動を実践している方々にお集まりいただき、書面回答を中心とする地域懇談会を実施しました。

(1) 開催日程

	支部名	地区名	開催日	開催場所
1	館林支部	館林地区	令和3年10月 1日(金)	中部公民館
2	第三支部	郷谷地区	令和3年10月 8日(金)	郷谷公民館
3	第四支部	大島地区	令和3年10月15日(金)	大島公民館
4	第五支部	赤羽地区	令和3年 9月28日(火)	赤羽公民館
5	第六支部	六郷地区	令和3年 8月24日(火)	六郷公民館
6	第七支部	三野谷地区	令和3年 9月10日(金)	三野谷公民館
7	第八支部	多々良地区	令和3年 9月21日(火)	多々良公民館
8	第九支部	渡瀬地区	令和3年 9月29日(水)	渡瀬公民館

(2) 議題

4つの議題を通じて、地域における課題や今後の方向性を確認しました。議題1から議題3については、自身の地域の振り返りを目的とし、それらを踏まえ、議題4において、地域課題に対する取組の方向性を確認しました。

各議題に対する意見については、自助、互助・共助、公助の観点より、結果のとりまとめを行いました。

議題1：自身の地域がどのような地域になることが望ましいかについて

議題2：自身の地域の良い点（強み）について

議題3：自身の地域の気になる点（弱み）について

議題4：望ましい地域に向けて、地域で実施していることや、これから地域住民や行政とともに取り組みたいことについて

(3) 結果のまとめ

課題	①災害への備え	②地域のつながり	③地域での見守り	④地域活動等の実施
内容	要支援者への支援体制の構築	身近に相談できる場所がない	報告・連絡・相談ができる地域になる	子ども、親子対象のイベントがない
	年配者が中心とならざるを得ない状況	地域の課題を把握することが難しい	認知症等、高齢者の見守り、声かけ、日常把握が必要	多世代が交流できるイベントの開催
	個人情報保護やプライバシーの問題	行政区や町内会へ未加入者がいる	若い人のひきこもりが8050問題	新型コロナウイルスへの対応
	災害時の役割分担が不明確	町内会活動に参加しない者がいる	個人情報保護やプライバシーの問題	若い世代の参加が少ない
	河川の状況が分からない	近所付き合いの希薄化	アパート、集合住宅での一人暮らし高齢者の増加、孤独死	高齢者の生きがいづくりが必要
自助	防災訓練への参加	あいさつの実施	回覧(市広報紙)を直接渡す	地域行事への参加
	避難準備の実施		近所の人との立ち話	区費への協力
互助・共助	要支援者と支援側との日常的なつながり構築	集会所単位でのボランティアを中心とした生活支援の組織づくり	子どもや高齢者を大事に	地域行事の開催
	隣近所(隣組)での助け合い	地区住民への意見や不満に関するアンケート調査の実施	防犯パトロール、青パトロールの実施	地域の人たちと参加できる趣味やスポーツのサークルづくり
	区と自治会の連携	市広報紙の全世帯配布	熱中症パトロール(80歳以上の高齢者対象)を実施	気軽に参加できる高齢者クラブ、サロンの実施
	地区防災計画の策定	自主防災、通いの場、子ども会等の会合を実施し、地域の状況を把握する	一人暮らしの高齢者の安否確認のための隣近所と民生委員・児童委員、地区役員等が連携した見守りネットワークの構築	夏祭り、スポーツ大会、歩け歩け大会、大運動会、地区体育祭、ラジオ体操、グラウンドゴルフ等の実施
	防災組織づくり	あいさつ運動の実施	一人暮らし世帯へのふれあい訪問	子どもや若者中心のイベント等の企画運営
	防災訓練の実施		隣組長パトロールの実施	子ども会、育成会の活性化
			隣組で一人暮らしの状況を把握し、町内会長と連携する	夏祭り実施のための企業への協賛金集めや模擬店の運営
			民生委員・児童委員や保護司等との密な関係構築	地域文化の児童等への継承(もちつき、田植え、稲刈り、サツマイモ植え等)
			子どもへの正しい横断歩道の渡り方の指導	郷土芸能(ささら舞など)の児童等への継承
			子どもの登下校の見守り、高齢者への声掛け、年1回の地域一斉清掃などの実施	世代間交流の実施
公助	防災訓練の実施支援	市広報紙の全世帯配布	学校での福祉の授業の充実	地域活動実施場所の提供
	地区防災計画や防災組織構築の支援	地域課題全般に対する相談体制の充実	アウトリーチの実施、スマホを活用した見守り(SNS等)	地域活動実施への支援、補助
	リアルタイムな水位カメラの公表	児童への福祉教育が大切	個人情報、プライバシーに対する理解促進	地域活動等の情報発信

(結果のまとめ)

課題	⑤福祉サービス	⑥ごみに関する問題	⑦空き家等の増加	⑧移動・交通手段	⑨生活環境	⑩役員等の担い手問題	⑪その他
内容	受けられるべき医療や介護が「受けられない」ということがないように	他地区者のごみの排出がある	空き家が目立ち、荒地（草木が伸び放題）となっている	近くにスーパーがない	区画整理がされておらず、道路が狭い	子ども会が失われつつある	遊歩道の整備（高齢者の散策）
		ごみのポイ捨てがある	一人暮らしの増加による空き家の増加	病院が移転する	通学路（道路）に損傷	役員になる人がいない（若い人がいない）	高齢者の健康管理（散歩）
		ごみの分別区分、整理が不十分	耕作放棄地の増加、農家の後継者不足	運転免許の返納後の生活支援	街灯が少ない	区内にどのような人材がいるかわからない	組織的、継続的な対応が難しい
		高齢化によるごみ搬出の困難化	個人情報保護やプライバシー問題	高齢者の運転（交通事故）	犬の吠える声がいつもうるさい	サロン、通いの場等の次世代の運営	医療体制への不安
				買い物支援サービス事業の中止	側溝のつまり、草が伸びている	若い人（50-60代）までの参加、協力が少ない	成年後見制度利用に関する費用負担
						役員の仕事の増加	芸術文化振興
						役員の任期が短い	空き店舗の活用
自助		分別の実施					
		一斉清掃への参加					
互助・共助	行政等と要支援者を結び付ける者の育成	ごみステーションの掃除、分別、仕分け当番制	空き家、空き地のパトロール	共助交通の検討	防犯灯及び道路状況調査を実施		
		ごみに関する回覧実施		移動販売の実施			
		廃棄物パトロール実施		移動販売の広報、周知			
		神社の隣組単位の輪番制による清掃活動					
		ごみ搬出の助け合い実施					
公助	アウトリーチの実施	ごみの分別方法等の情報発信	空き家や耕作放棄地に対する相談対応の充実	共助交通、移動販売の検討支援	通学路（道路）の整備	地域活動を担う人材（リーダー）育成支援	遊歩道整備 地域包括支援センターの相談強化
	福祉サービスに対する相談体制の充実	防犯カメラの設置支援	市役所の体制整備（対応策の具体化）	コミュニティバス、デマンド交通の充実	街灯、防犯灯の整備		2層協議体へ専門職派遣 空き店舗対策の実施
	コーディネーターの育成			公共交通等利用補助			成年後見制度利用に対する補助

4 第三次計画の推進状況

施策の評価は、庁内 16 課及び社会福祉協議会が所管する個別事業について、それぞれが内部評価を行った後、館林市地域福祉推進協議会が外部評価を実施し、次の 4 段階で評価を行いました。

【評価の基準】

- 「達成」：施策の目標を達成している状況
- 「運用中」：施策を運用中、運用開始している状況
- 「準備中」：運用に向け準備中、具体的内容を検討している状況
- 「未実施」：取組が進んでいない、十分でない状況

第三次計画に掲げられている 4 つの基本目標と 12 の取組の方向性ごとに評価をまとめますと、全体では、「達成・運用中」が 97.5%、「準備中・未実施」が 2.5%という結果になりました。このうち、個別事業で目的を達成しているものは 19 事業ありました。

計画全体として概ね事業に着手し、達成に向けて事業を進めている状況です。

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

●施策の実施状況と課題

地域福祉を担う人づくりにおいては、32 事業中達成が 3 事業、運用中が 28 事業、未実施が 1 事業でした。民間企業・事業所への社会貢献への理解と働きかけについては、企業等が独自に実施していることから、未実施事業となりました。

福祉教育の推進については、学校での取組や手話教室や福祉体験学習、講演会などが継続して開催され福祉教育を実践する取組が進められています。この取組を更に進めるために、市民全体が福祉的課題を自分のこととして考え、支えあっていく思いやりの心を育成するために、周知・啓発活動を行っていくことが重要です。

また、地域福祉を担うリーダーの養成やボランティアの養成・資質向上は大きな課題であります。その育成に向けての取組が各施策の中で進められています。地域住民だけでなく、社会福祉施設等との連携により地域の資源を生かした支援体制が必要です。

実施項目	該当 事業数	施策の評価			
		達成	運用中	準備中	未実施
福祉教育と啓発活動の推進	5	0	5	0	0
地域福祉をリードする人材の発掘と育成	10	1	9	0	0
ボランティア団体・NPOへの支援	17	2	14	0	1

基本目標 2 ふれあい、支え合いの地域づくり

●施策の実施状況と課題

ふれあい、支え合いの地域づくりにおいては、22 事業中達成が 2 事業、運用中が 20 事業と全ての事業が運用されています。

区長、民生委員、地域包括支援センターなど関係機関・団体の連携により日常的な見守り

体制は構築されています。また、地域福祉の拠点となる総合福祉センター、障がい者総合支援センターのほか、いきいきふれあいサロンや、通いの場など子育て支援センターの運営のほか、公民館等を会場にした高齢者への会食サービスの実施により、居場所づくりや地域住民の交流の促進が図られています。

これらの施策を継続して進めていくためには、行政・社会福祉協議会・福祉団体・地域の連携だけでなく、地域の中で活動している地域住民への支援にも取り組み、幅広い世代が気軽に地域活動に参加できる環境づくりが求められています。

実施項目	該当 事業数	施策の評価			
		達成	運用中	準備中	未実施
地域活動への支援	10	1	9	0	0
生きがいづくりと交流の促進	12	1	11	0	0

基本目標3 地域福祉を推進するしくみづくり

●施策の実施状況と課題

地域福祉を推進するしくみづくりにおいては、33事業中達成が7事業、運用中が24事業、準備中が2事業でした。多様な主体との連携・協働において、地域課題を解決するための中心となる「地域福祉コーディネーター」の設置にむけた2事業の進捗が遅れています。

これからの地域づくりは、複合化、複雑化する地域課題に対応していくため、地域住民、社会福祉協議会をはじめとする地域の組織、各種団体、事業者、社会福祉法人など、地域に関わる人たちが連携・協働して取り組んでいくことが必要であり、その地域課題の共有、連携の強化が図られてきています。進捗が遅れている「地域福祉コーディネーター」については、社会福祉協議会の各支部に「生活支援コーディネーター」として設置されているため、今後の施策の内容を見直していく必要があります。

また、高齢者や障がい者、結婚、子育て、健康づくり、年金など常に窓口や電話等で相談できる体制が整備されています。その他、高齢者や障がい者、児童などの虐待等の防止、DV等、権利擁護に関する相談のための仕組みが構築されています。

しかし、こうした活動や窓口の情報を知らないという市民も多いため、一部の関係者だけでなく、すべての地域住民に情報が届くように広報紙やホームページ、地域の集会などで周知できる方法を検討していく必要があります。

実施項目	該当 事業数	施策の評価			
		達成	運用中	準備中	未実施
多様な主体との連携・協働	12	1	9	2	0
相談・情報提供体制の充実	12	3	9	0	0
権利擁護の推進	9	3	6	0	0

基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり

●施策の実施状況と課題

安全・安心して生活できる環境づくりにおいては、46事業中達成が7事業、運用中が36

事業、準備中が3事業でした。災害時の連携、福祉サービス等の連携に関わる事業の進捗が遅れている状況です。

近年の防災意識などの高まりにより、災害時に配慮が必要な「災害時要支援者名簿」の作成や防犯パトロール、消費生活出前講座など地域全体で市民の生活を犯罪や災害から守るための取組が進められています。

誰もが地域で安心して暮らせるための体制づくりとして、健康意識向上のための事業の充実や福祉サービスの充実のため、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築も求められています。

まちづくりについては、「館林市立地適正化計画」に基づき、コンパクトなまちづくりに向けた取組が開始されていますが、コンパクト化について地域住民の理解や協力が課題となっています。また、市公共施設等の整備については、概ねバリアフリー化されていますが、老朽化した施設の計画的な補修、適正管理に努めていく必要があります。

また、介護予防や心身機能の低下に対応した住環境整備のための住宅改修への支援、公共バスの経路やダイヤの見直しのほか、外出支援として高齢者や障がい者等に対してタクシー料金の一部を補助など交通施策に取り組んでいます。交通弱者対策として事業の見直しを図ることが必要になっています。

実施項目	該 当 事業数	施策の評価			
		達 成	運用中	準備中	未実施
防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進	12	1	10	1	0
福祉サービスの充実と生活困窮者等への自立支援	14	4	9	1	0
健康づくりの推進と総合的なケアマネジメント体制の確立	11	1	9	1	0
バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	9	1	8	0	0

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

一人ひとりのふれあいと助けあいで

誰もが「福」を分けあう思いやりのあるまち 館林

本市においては、少子高齢化が進行する中、世帯の小規模化や高齢者世帯の増加が進み、地域における行事や活動は少なくなり、あいさつや近所付き合いもあまり行われなくなるなど、「地域のつながり」が希薄化しています。

今後、高齢化や少子化がさらに進展することが予測される中、公的なサービスだけでは、把握、解決しきれない地域の課題が増加していくことが想像されます。

このような状況の中、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会を構成するすべての人々が互いに役割を持ち、支え合いながら、ともに課題を解決していく地域共生社会の実現が求められています。

多様で複合的な地域生活課題を解決するためには、自助・互助・共助・公助の連携によってすべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりが必要です。

本計画では、互いに“福”を分けあう思いやりの気持ちを醸成するとともに、人と人との「つながり、助け合い、支え合い」を生み出し、様々な課題に住民、地域、福祉関連団体、行政等と一緒に考え、課題解決に向かう仕組みをつくり、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、地域共生のまちづくりを目指します。

2 計画の基本目標

市の姿を表す統計情報や市民アンケート、地域懇談会、第三次計画の推進状況等を踏まえ、基本理念が示す市の実現に向けて以下の基本目標を設定します。

基本目標 1

地域のつながりづくり

取組の方向性

- (1) 地域福祉の意識づくり
- (2) 生きがいづくりや交流の促進
- (3) 健康づくりの推進

福祉に対する関心は低くありませんが、近所付き合いが希薄化し、子ども会や老人クラブといった地域の活動が減少傾向にあります。

福祉に関する教育や地域活動に関する情報提供を充実させるとともに、地域活動へ参加するきっかけや交流の場をつくります。

また、更なる福祉意識の醸成を行うとともに、地域で展開する生きがいづくりや健康づくり、多世代での交流等の活動を促進し、地域におけるつながりを形成、深化します。

基本目標 2

地域の助け合い、 支え合いづくり

取組の方向性

- (1) 地域福祉を担う人材の発掘と育成
- (2) ボランティア団体・NPOの活動促進
- (3) 地域での助け合い、支え合いの推進

人口が減少し、高齢化が進む中、生活に身近な地域課題として、空き家や耕作放棄地の増加、地域役員の後継者不足、移動手手段の確保、買い物支援、ごみの排出などといった問題が深刻化しています。

これらの課題に対応すべく、地域における話し合いや活動が展開されています。地域福祉を更に充実したものとするために、行政区、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO、社会福祉協議会、その他地域福祉活動を担う関係者等が、協働・連携できるしくみづくりを進めます。

また、地域において活動する人材や、ボランティア団体の発掘、育成を進め、地域における助け合い、支え合いを後押しします。

基本目標3

地域課題を解決できる 体制づくり

取組の方向性

- (1) 相談体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 総合的なケアマネジメント体制の確立
- (4) 連携・協働の推進

少子高齢化や核家族化などを背景として、上述の生活に身近な地域課題の深刻化に加え、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、老々介護、認知症の増加など、地域を取り巻く福祉課題が多様化、複雑化しています。これらの課題に対しては、相談体制を充実させるとともに、対応する人材の育成を進めていく必要があります。

また、住民、地域、福祉関連団体、行政などによる協働、連携を進め地域課題の把握、解決を進めていく必要があります。

基本目標4

安全・安心して 生活できる環境づくり

取組の方向性

- (1) 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 生活困窮者等への自立支援
- (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

子どもの通学時の交通事故や台風や地震による大規模な災害発生の増加などを背景として、地域における安全、安心への意識は高まっています。防犯、防災、交通安全等の取組に対する支援を充実させていきます。

また、成年後見制度や市民後見制度の周知・利用促進、生活困窮者の自立を支援する取組、建物などの構造物のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を含む福祉サービスの充実を進め、安心して生活できるまちづくりを推進します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策名
一人ひとりのふれあいと助け合いで 誰もが「福」を分けあう思いやりのあるまち 館林	1. 地域のつながりづくり	(1)地域福祉の意識づくり	①情報提供の充実
			②学校における福祉教育の推進
			③思いやりの心を育む取組の充実
		(2)生きがいづくりや交流の促進	①隣近所の交流への支援
			②地域交流の場の充実
			③多様な地域交流への支援
	(3)健康づくりの推進	①自主的な健康づくり活動への支援	
		②健康診査や健康教室等の充実	
	2. 地域の助け合い、支え合いづくり	(1)地域福祉を担う人材の発掘と育成	①ボランティアの育成・資質向上
			②地域活動への参加のきっかけづくりの充実
			③地域活動を担う人材の育成
			④人材バンクの充実
		(2) ボランティア団体・NPOの活動促進	①ボランティア団体・NPOへの支援
			②事業所及び学校ボランティア活動の促進
		(3)地域での助け合い、支え合いの推進	①地域での見守りの充実
			②行政区活動の活性化に向けた支援
			③地域活動団体や福祉サービス事業所等の協働に向けた支援
	3. 地域課題を解決できる体制づくり	(1)相談体制の充実	①地域の困りごとへの相談対応の充実
			②総合的な相談支援体制の充実
			③専門的な相談への対応強化
		(2)福祉サービスの充実	①福祉サービスの情報提供の充実
			②各種福祉サービスの充実
			③福祉サービスの質的向上
			④新たな福祉課題に対応した福祉サービスへの支援
		(3)総合的なケアマネジメント体制の確立	①ケアマネジメント体制の充実
			②保健・医療・福祉の連携
			③自殺に追い込まれない社会の実現に向けた体制整備
		(4)連携・協働の推進	①連携体制の強化
			②市民主体のまちづくりに向けた市民参画の促進
	4. 安全・安心して生活できる環境づくり	(1)防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進	①地域防災力の向上
			②防災環境の充実と災害時体制の強化
			③避難行動要支援者への支援体制の整備
			④防犯対策の強化
			⑤再犯防止の推進
			⑥交通安全対策の強化
		(2)権利擁護の推進	①成年後見制度の周知と利用者への支援
②日常生活自立支援事業の周知・充実			
③虐待等の防止システムの充実			
(3)生活困窮者等への自立支援		①生活困窮者等への自立支援の充実	
		②ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	
(4)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進		②道路や公共施設のバリアフリー化の推進	
		③移動手段の確保・充実	
		④安心できる住まいの確保	

第4章 施策の展開

基本目標1 地域のつながりづくり

(1) 地域福祉の意識づくり

■現状と分析

- アンケート調査では、7割以上の方が、「福祉に関心がある（とても＋ある程度）」と回答しています。
- また、「福祉に関心がない（あまり＋全く）」と回答している方の理由は、「今のところ自分にはあまり関係がないから」、「福祉」のことがよくわからないから」がどちらも4割近くいます。
- 福祉に関する理解を進めるとともに、福祉を自分事としてとらえることができるよう、興味、関心を高めていく必要があります。

■市民や地域ができること

- 地域福祉の理解を進めましょう。
- 地域福祉について、家庭や地域で話しましょう。
- 地域福祉に関する講演会や勉強会に参加しましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">○「広報館林」や市ホームページ、各種ガイドブックなどを活用し、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供を推進します。各種ガイドブックなどは市民の身近なところに設置し、わかりやすい紙面づくりを心がけるなど、市民が情報を入手しやすいように配慮します。○「広報館林」や市ホームページなどで情報を提供する際には、点字・音声による情報提供や、文字の大きさに配慮するなど、誰もが適切に情報を得られるように、情報提供の充実に努めます。○地域課題に対して協働して取り組んでいくため、関係機関・団体間で情報の共有を図ります。また、プライバシーの保護や個人情報保護法への配慮から、適切な情報の運用に努めます。○市の福祉施策や福祉サービス、相談窓口等の情報を、市民にわかりやすい表現にする等、情報の内容や提供する機会の充実に努めます。
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○小・中学校の総合的な学習の時間などに、地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた創意工夫をこらした福祉教育を推進します。

施策名	施策の内容
思いやりの心を育む取組の充実	<p>○市民が地域に住む高齢者や障がい者、子育て家庭などに対する理解を深められるよう、各種の生涯学習講座や公民館活動などを通じ、地域福祉に対する意識の向上を図ります。</p> <p>○市民の障がいや障がい者に対する理解を深めるため、福祉月間などを中心に、講演会などを開催するとともに、障がいのある方と地域の人々が交流できる機会の充実に努めます。</p> <p>○市民が思いやりの心を持ち、人を尊重する意識や社会に貢献する意識を培うための取組を充実します。</p>

(2) 生きがいづくりや交流の促進

■現状と分析

- アンケート調査では、近所との付き合いの程度では、「会えば親しく話をする」以上の関係が約4割、約6割は「あいさつ程度」より浅い関係であり、「近所付き合いがほとんどない」方が約1割います。
- また、「行政区や町内会に加入していない」方が約3割います。
- 近所付き合いや交流の機会がないことも考えられます。近所付き合いの機会や趣味や生きがいを通じた交流の場を創出していく必要があります。

■市民や地域ができること

- あいさつをしましょう。
- 近所の人との立ち話など、話す機会を持ちましょう。
- 地域の活動に興味を持ちましょう。
- 地域の活動や交流の場で企画・運営に参加しましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
隣近所の交流への支援	<p>○隣近所であいさつができる関係づくりをめざすため、地域住民同士の声かけやあいさつ運動を支援します。</p> <p>○運動会や祭り、ラジオ体操など、地域で昔からある行事・活動への参加を促進するため、地域活動に取り組む各種団体に対して支援を充実します。</p> <p>○さまざまな人が参加しやすい新たなイベントや行事の検討を、地域活動に取り組む各種団体に呼びかけ、実施に向けて支援します。</p>
地域交流の場の充実	<p>○地域交流の活性化に向け、社会福祉施設などの既存施設をはじめ、地域のさまざまな資源を活用し、身近に集まることができる地域の交流拠点づくりを推進します。</p> <p>○地域にあるさまざまな空きスペースの有効活用方法や民間事業者との連携による場の確保など、柔軟な利用体制づくりを進めます。</p>

施策名	施策の内容
多様な地域交流への支援	<p>○高齢者の知恵や技能を生かした交流や、地域の伝統文化・歴史にふれる活動、親子のふれあい活動など、地域特性に応じた幅広い年齢層による世代間交流を促進します。</p> <p>○老人クラブ活動は、生きがいづくりと健康づくりにおいてその役割はますます大きくなるため、魅力ある自主活動を支援します。</p> <p>○地域住民の参加による「ふれあい・いきいきサロン」活動を、社会福祉協議会を通じて支援します。</p> <p>○地域における自主的な通いの場を通じて、地域交流の促進や健康づくりを推進します。</p>

(3) 健康づくりの推進

■現状と分析

- アンケート調査では、毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安として、「自分や家族の健康に関すること」が最も多く、およそ6割の回答率となっています。また、「介護に関すること」も34.4%と次いで多くなっています。
- 高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、平成24年の3,027人から令和3年には3,906人と10年間で3割近く増加しています。
- 自身の健康管理のため、市民が健康診査や各種がん検診等を定期的を受診するように、周知と啓発を進めることが大切です。

■市民や地域ができること

- 定期的に健（検）診を受診し、自分の健康状態の把握と、健康の保持に努めましょう。
- 地域行事やイベントなどで、健康づくりに関する講座に参加しましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
自主的な健康づくり活動への支援	<p>○市民一人ひとりが日頃から健康を意識して生活できるよう、健康づくり講演会や市のホームページ等を通じて啓発します。</p> <p>○「歩け歩け大会」をはじめとした健康づくりイベントの開催を支援します。</p> <p>○健康づくりに関する情報提供や活動場所の提供などにより、市民による健康づくり活動に対する支援を展開します。</p>
健康診査や健康教室等の充実	<p>○健康に関心をもち、個々の健康管理に役立てるため、特定健康診査や各種がん検診などの充実を図るとともに、周知徹底や受診率の向上に努めます。</p> <p>○生活習慣病を予防し、それぞれの年齢に応じた健康を保持・増進していくため、スポーツ・レクリエーション活動や体力づくり、健康教室・健康相談などの充実を努めます。</p>

基本目標2 地域の助け合い、支え合いづくり

(1) 地域福祉を担う人材の発掘と育成

■現状と分析

- 老人クラブの会員数やボランティア登録者数はここ数年、減少が続いています。その一方、機会があればボランティア活動に取り組んでもよいと考えている市民は4割以上おり、具体的なボランティア活動に参加していただくための働きかけが、地域福祉の担い手の発掘と育成にとって重要です。
- 地域において福祉活動を展開するためには、活動を推進する人材が必要です。アンケート調査でも、地域での助け合いや支え合いを活発にしていくために、リーダーの育成が重要であると、多くの市民が考えていることが示されています。
- 高齢者の持つ豊かな経験や知識は、地域の大切な資源であり、地域福祉活動に活かしていくことは、新たな地域福祉の担い手づくりにつながる重要な取組になります。

■市民や地域ができること

- 行政区に積極的に加入し、活動に参加しましょう。
- 行政区は、加入促進に向けて、活動内容などの情報発信に努めましょう。
- ボランティアに関する情報を確認しましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
ボランティアの育成・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対するボランティア活動の普及の充実、ボランティア活動参加のきっかけづくりとなる体験事業をより一層推進し、幅広い市民が自分に合った活動を選択して参加できる機会を増やします。 ○ボランティアのニーズの把握と、ボランティア研修の充実を図り、資質の向上に努めます。 ○専門的な技能が必要な手話・ガイドヘルパー・要約筆記などのボランティアの育成に努めます。
地域活動への参加のきっかけづくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動やボランティア活動について、市のホームページ等を通じ、積極的に情報発信します。 ○地域活動を通じて、個人の生きがいや達成感を見出すことができることを周知し、市民の地域活動への関心を高めます。 ○地域活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業などを、より一層充実します。
地域活動を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動を担う人材育成に向けて、出前講座や講師派遣等を通じた地域福祉に関する知識の充足や他地域における事例研究など、地域における学習会や講座等の実施を支援します。
人材バンクの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○資格や経験、趣味など、地域に蓄積されている人々の知恵や経験を生かすことのできる人材バンクの充実を図ります。

(2) ボランティア団体・NPOの活動促進

■現状と分析

- 本市には8つのボランティア登録団体があり、200人を超える方がボランティア登録者として活動しています。
- アンケート調査では、地域での助け合いや支え合いを活発にしていくために重要だと思うこととして、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」との回答が26%で3番目に多くなっています。
- ボランティア活動を行っている人や団体に、支援のニーズを的確に伝えるしくみが必要とされています。また、ボランティア活動のための拠点整備や、活動のための研修の実施が求められます。

■市民や地域ができること

- ボランティア活動の拠点としていつでも活用できるよう、地域の公民館や集会所などを広く開放しましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
ボランティア団体・NPOへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアニーズの発掘やコーディネート機能の強化、関係機関との協働・連携強化、ボランティア情報の充実を図るなど、ボランティアセンターの機能強化に取り組みます。 ○ボランティア活動をしたい人と受けたい人をつなぎ、ちょっとした手助けを必要とする人を地域で支えるための調整役として、「ボランティアコーディネーター」の推進を図ります。 ○ボランティア団体・NPOが活動に必要な知識や技術を身につけるための研修や講座の開催を支援します。
事業所及び学校ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所などが社会貢献への理解を深めるよう働きかけを行います。 ○企業のボランティア活動の実態把握を行い、ボランティア活動の啓発につなげます。 ○学校における福祉教育やボランティア活動を促進するため、県や学校へのアプローチを進めます。 ○社会福祉施設などにおいて学生のボランティア活動を受け入れ、地域の福祉活動に積極的に参加できる機会づくりに取り組みます。

(3) 地域での助け合い、支え合いの推進

■現状と分析

- アンケート調査では、地域での助け合いや支え合いを活発にしていくために重要だと思うこととして、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が約3割で最も多くなっています。

○また、「コミュニティ活動や地域の課題などについて、身近な地域で情報を共有するしくみができている（できている＋ややできている）」と思う方は約2割にとどまっています。

○住民同士での地域課題の共有が求められる一方、個人情報やプライバシーに関する問題があります。困っている本人の同意や助けが必要な方との信頼関係を構築し、個人情報を適切に管理しながら、助け合い、支え合いを進めていく必要があります。

■市民や地域ができること

- 住民同士による信頼関係を築きましょう。
- 個人情報の管理を適切に行いましょう。
- 見守り活動を充実させましょう。
- 地域活動の状況を発信しましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
地域での見守りの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区運営に必要な日常生活及び緊急時の情報提供を充実し、活動が円滑に運営できるよう支援します。 ○行政区をはじめとして、民生委員・児童委員や老人クラブなどの見守り活動の充実を図ります。 ○高齢者などへの見守り体制を強化するため、社会福祉協議会が実施する支え合い協議体活動により地域のネットワーク活動の充実を支援します。 ○個人情報やプライバシーに関する取扱いに対する理解を深め、適切に地域福祉活動を推進することができるよう支援します。 ○青少年育成推進員及び青少年センター補導員による地域の防犯パトロール活動の充実を図ります。
行政区活動の活性化に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区の未加入者に対する加入のメリットの周知・啓発を支援します。 ○行政区が活動をPRするための支援を図ります。
地域活動団体や福祉サービス事業所等の協働に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区、民生委員・児童委員やボランティア団体、その他地域で活動している各種団体等の協働が促進されるよう、交流機会の提供や情報共有などを支援します。 ○幅広い分野との連携を図るため、地域活動団体と福祉サービス事業所などが相互に連携協力できる場を設けるなど、体制づくりを支援します。 ○地域における認知症高齢者の徘徊や虐待などの早期発見、関係機関への通知を円滑に行うため、関係機関の連携を強化します。 ○関係団体などとの連携により、地域で活動する福祉団体相互の理解促進を図ります。

基本目標3 地域課題を解決できる体制づくり

(1) 相談体制の充実

■現状と分析

- 行政区や社協支部等、住民同士の集まりや協議体が開催され、地域課題の把握や対応への協議が進みつつあり、空き家の雑草放置、ごみ排出のルールを守らない者、買い物弱者等への対応など、身近な困りごとが多く地域で確認されています。
- 少子高齢化、核家族化などを背景として、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、老々介護、認知症の増加など、地域を取り巻く福祉課題が多様化、複雑化しています。
- 身近に相談できる体制やワンストップでの相談体制の構築を進め、身近な困りごとへの対処や福祉サービスにつなげていく対応が必要となります。

■市民や地域ができること

- 困ったときは気軽に相談しましょう。
- 地域の中で気軽に相談できる人をつくりましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
地域の困りごとへの相談対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における身近な相談窓口として、民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員の活動を支援します。 ○ふくし総合相談窓口と連携し、子どもや一人暮らしの高齢者や障がい者世帯への戸別訪問などの積極的なアウトリーチにより、個別支援や地域支援などの相談支援につなげます。 ○地域包括支援センターの相談機能の充実と市民への周知を図ります。 ○地域の困りごと(空き家・耕作放棄地の増加、ゴミ排出の問題、移動販売、共助交通、感染症対策など)に対する相談対応を充実させます。 ○すべての子どもとその家庭等に関し必要な支援を行うための子ども家庭総合支援拠点の整備を図ります。 ○当事者同士が集まり、気軽に相談しあえるピアカウンセリングの充実を図ります。 ○子ども相談室を開設し、学校生活や子育てに対する悩みを電話、Eメール、面談で対応し、相談対応を充実させます。
総合的な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ふくし総合相談窓口や高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)、地域子育て支援センターなど、総合的な相談窓口の充実と市民への周知を図り、必要に応じてより専門的な機関への結びつけを行います。 ○各種相談機関や専門的機関等が連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。

施策名	施策の内容
専門的な相談への対応強化	○市の窓口職員、専門職等の支援スキルの向上に努めます。 ○必要に応じ、弁護士等の専門家や、民間事業者との連携により課題解決に努めます。

(2) 福祉サービスの充実

■現状と分析

- 市では、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援について、それぞれ個別の計画において具体的な福祉施策を策定し、推進しています。
- 市民が福祉サービスを適切に受けるためには、福祉サービスに関する情報を入手できることが必要ですが、アンケート調査では、情報を入手できている方は、「十分ではないが入手できている」を含めても約3割にすぎません。
- 情報が入手できない理由としては、「どこに行けば入手できるかわからない」が5割を超えて最も多い回答であり、「パンフレットや広報紙を見る機会が少ない」が約4割でした。広報紙やパンフレットだけでは十分な情報を得られないことも考えられ、相談窓口を周知徹底し、情報提供を充実させる必要があると考えられます。

■市民や地域ができること

- 「広報館林」や市ホームページなどの情報に目を通しましょう。
- 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や地域子育て支援センターなど、総合的な相談窓口へ相談しましょう。
- 地域が主体となったコミュニティ・ビジネスを立ち上げましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
福祉サービスの情報提供の充実	○福祉サービスの情報を必要としている人が、情報を得ることができるよう、「広報館林」や市ホームページ、パンフレットなどさまざまな媒体や総合的な相談窓口を活用して、わかりやすく情報提供します。 ○市や福祉サービス事業所が提供する福祉サービスなどの情報や、制度化されたもの以外のサービスなどについて情報収集し、市民が情報共有できるしくみづくりを推進します。

施策名	施策の内容
各種福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が在宅で安心して生活できるよう、高齢者福祉・障がい者福祉、子育て支援の各施策により、在宅福祉サービスの推進を図ります。 ○身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、地域に密着したサービスの充実を図ります。 ○多様な保健・福祉活動の支援拠点として、総合福祉センターなどの施設福祉サービスの充実を図ります。 ○保護者や介護者の介護負担を軽減する取組を進めます。 ○認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症サポーターの養成を図ります。
福祉サービスの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者のニーズに沿った福祉サービスが提供されるよう、専門職の育成を支援します。 ○サービス提供事業者が、サービスの質を高め、市民に良質かつ適正なサービスを提供する一方で、利用者が適切にサービスを選択できるよう、自己評価と第三者評価の実施を働きかけます。
新たな福祉課題に対応した福祉サービスへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市民相互の助け合いの精神で、在宅における家事援助や子育て支援などのサービスを提供する「ふれあいサービス」の充実を支援します。 ○地域住民の視点から地域の生活課題をとらえた、福祉サービス提供の事業化（コミュニティ・ビジネス）について支援します。

(3) 総合的なケアマネジメント体制の確立

■現状と分析

- 団塊の世代の高齢化が進展するなか、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時にすすめていく必要があります。

■市民や地域ができること

- 在宅生活の継続に必要な日常的な生活支援（配食・見守り等）等、協力しましょう。
- 一人ひとりが社会的な役割を持つように心がけましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
ケアマネジメント体制の充実	<p>○支援を必要とする市民一人ひとりが地域での生活を維持できるよう、個々の状態に最も適した保健・医療・福祉のサービスの組み合わせやサービス量などを総合的に調整するとともに、必要に応じてボランティア活動や支え合い活動などを組み込む、ケアマネジメント体制の充実を図ります。</p> <p>○高齢者の心身の状況や必要な支援などを把握し、相談に対応するとともに、地域における適切な保健・医療・福祉のサービス利用につなげるため、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の充実を図ります。</p>
保健・医療・福祉の連携	<p>○保健・医療・福祉などが連携した地域包括ケアシステムの構築を進めます。</p> <p>○行政や福祉サービス事業所、医療機関の連携を進め、介護と医療に関する情報が相互に得られるしくみづくりに努めます。</p>
自殺に追い込まれない社会の実現に向けた体制整備	<p>○館林市いのち支える自殺対策推進本部を開催するなど、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。</p> <p>○ゲートキーパー養成講座や青少年カウンセリング講座等の実施を通じ、自殺対策を支える人材育成を促進します。</p> <p>○心の健康相談や高齢者への総合相談、家庭児童相談などの相談事業を充実させます。</p>

(4) 連携・協働の推進

■現状と分析

- 地域共生社会に向けては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるための重層的な体制を整備することが重要です。
- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中核的な団体として、社会福祉法に位置付けられており、地域福祉活動計画を通じて、市民の互助活動を支援する重要な役割を果たしています。
- 市民とともに、施策を考え、連携・協働しながら推進していくことが必要です。

■市民や地域ができること

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○住民、地域、行政等との連携を図りましょう。 ○市の計画づくりや事業に積極的に参加・参画しましょう。 |
|---|

■市の取組

施策名	施策の内容
連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑、多様化する福祉課題に対応するため、重層的・横断的な組織体制を構築し、連携を強化します。 ○社会福祉協議会と連携して、地域福祉に対する活動内容を周知します。 ○地域のニーズからの新たなサービスの創出や、行政や専門機関などとの調整役としての機能強化を図るため、各地域に「生活支援コーディネーター」の設置を推進します。 ○地域活動を活性化するため、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携への支援に努めます。 ○住民、社会福祉団体、行政等による協議や連携の場を充実させます。 ○ふくし総合相談窓口との連携強化を図ります。
市民主体のまちづくりに向けた市民参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○官民協働による魅力あるまちづくりを推進していくため、市民に対し、市の計画づくりや事業への参加・参画について普及啓発を行います。 ○市民に対して懇談会など話し合いの機会を定期的に設け、まちづくりへの関心を高めます。

基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり

(1) 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進

■現状と分析

- 要介護認定者数、障害者手帳交付者数は増加傾向にあり、災害発生時や犯罪に対して、特にケアが必要な人は増加していると考えられます。
- アンケート調査で地域住民が取り組むべき地域の課題として、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が最も多くの回答を集めた一方で、「地域の防災訓練」や「自主防災組織」の認知度は4割に達せず、「避難行動要支援者登録制度」を知っている人は1割もいません。
- 地域における防災力を高めるために、防災意識や防災訓練などの認知を高めるための周知・広報活動が重要です。
- 子どもや高齢者等を犯罪から守るため、振り込め詐欺をはじめとする、特に高齢者を狙う犯罪の未然防止のために、啓発活動や情報提供が必要です。また、子どもを誘拐などの犯罪から守るために、地域住民との協働による防犯活動を推進する必要があります。
- 登下校時の子どもや高齢者を巻き込む交通事故が後を絶ちません。交通安全意識高揚につながる、交通安全対策が求められます。

■市民や地域ができること

- 地域の防災訓練に参加しましょう。
- 地域の防犯活動や交通安全運動に参加しましょう。
- 防災のための組織や計画をつくりましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none">○市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、行政区などを単位とした自主防災組織の育成と運営支援を図ります。○市民に広く防災知識を普及・啓発するとともに、各地域で実施している防災訓練への支援を図ります。○防災マップの作成、地区防災計画や自主防災組織設立など、地域の行政区などを中心に実施する防災活動に対し、支援を図ります。○市内事業所が地域防災活動へ積極的に参加するよう、啓発に努めます。

施策名	施策の内容
防災環境の充実と災害時体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○「館林市地域防災計画」に基づき、行政、関係機関、市民などによる協力連携体制の構築を図ります。 ○避難所等の整備や防災資機材の充実など、防災環境の充実に努めます。 ○高齢者や障がい者などが避難所での良好な生活環境を確保できるよう、福祉避難所の指定を推進するとともに、その周知に努めます。 ○大規模災害の際にスムーズなボランティアの受け入れが行える体制づくりを、社会福祉協議会などと連携して進めます。
避難行動要支援者への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時において援護が必要となる対象者を明確にするとともに、民生委員・児童委員や地域の活動団体などと連携しながら、避難行動要支援者の情報収集及び関係者間での情報共有体制を整備します。 ○避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施を促進するとともに、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた災害対策基本法に基づいた個別避難計画の策定を行います。 ○避難行動要支援者が、災害時に適切に避難できるように、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく支援の拡充に取り組みます。
防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○振り込め詐欺をはじめとする、特に高齢者を狙う犯罪や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、市民に対する啓発や相談活動の充実に努めます。 ○防犯パトロールに取り組む関係団体や関係機関との連携強化に努めます。 ○地域の協力により通学路を中心に「子ども安全協力の家」を設置し、地域住民の防犯意識を高めます。
再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者、関係機関と連携して、再犯防止についての広報・啓発活動を推進します。 ○犯罪をした人等が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司や関係機関と連携を図ります。
交通安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故の防止を図るため、地域や学校において交通安全教室の開催を促進するとともに、事業所や関係機関と連携してドライバーの交通マナーの徹底を図ります。 ○自転車の安全な利用や運転マナーの向上を図ります。

(2) 権利擁護の推進

■現状と分析

- アンケート調査では、「成年後見制度」の内容を知っている方は 21.5%、「市民後見制度」では4.0%となっています。
- 全ての市民の人間性が尊重され、自分らしく生きることができるよう、積極的に意識啓発を行います。また、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある方について、基本的な人権が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「館林市成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に作成し、成年後見制度の利用を促進するとともに虐待防止を推進します。

■市民や地域ができること

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身につけましょう。
- 必要な場合には、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用しましょう。
- 隣近所で異変を発見した時には、関係機関へ連絡・通報、相談しましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
成年後見制度の周知と利用者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○たてばやし後見支援センターや関係機関と連携し、成年後見制度の普及に努めます。 ○市民後見人を育成します。 ○成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、市長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。
日常生活自立支援事業の周知・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理など、利用者の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、普及・啓発を図ります。
虐待等の防止システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○女性や子どもの虐待につながる DV 防止のための情報提供に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会を通して関係機関が相互に連携を図り、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。 ○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）などが中心となり、関係機関と連携を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。 ○自立支援協議会と連携し、障がい者などに対する虐待の未然防止はもとより、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や、再発防止などに取り組みます。

館林市成年後見制度利用促進基本計画

少子高齢化の進行により、高齢者のみ世帯やひとり暮らしの高齢者、8050等の多様な生活課題を抱える世帯が増えており、支援が必要と思われる世帯も年々増加しています。地域のつながりの希薄化とプライバシー保護の視点などから権利擁護ニーズを把握しにくくなっています。

権利擁護支援が必要な人の早期発見・早期対応の仕組みづくりと共に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症や知的・精神障がい等による判断能力が十分でない人の地域生活における見守りや生活支援等のあり方が課題となっています。権利擁護ニーズが地域で埋もれることなく、成年後見制度を適切に利用できるよう、早期相談・支援に繋げるための地域連携のネットワークを構築するとともに、支援に携わる人材や市民後見人の確保・育成を行い、制度を円滑に運用する体制づくりが必要となります。

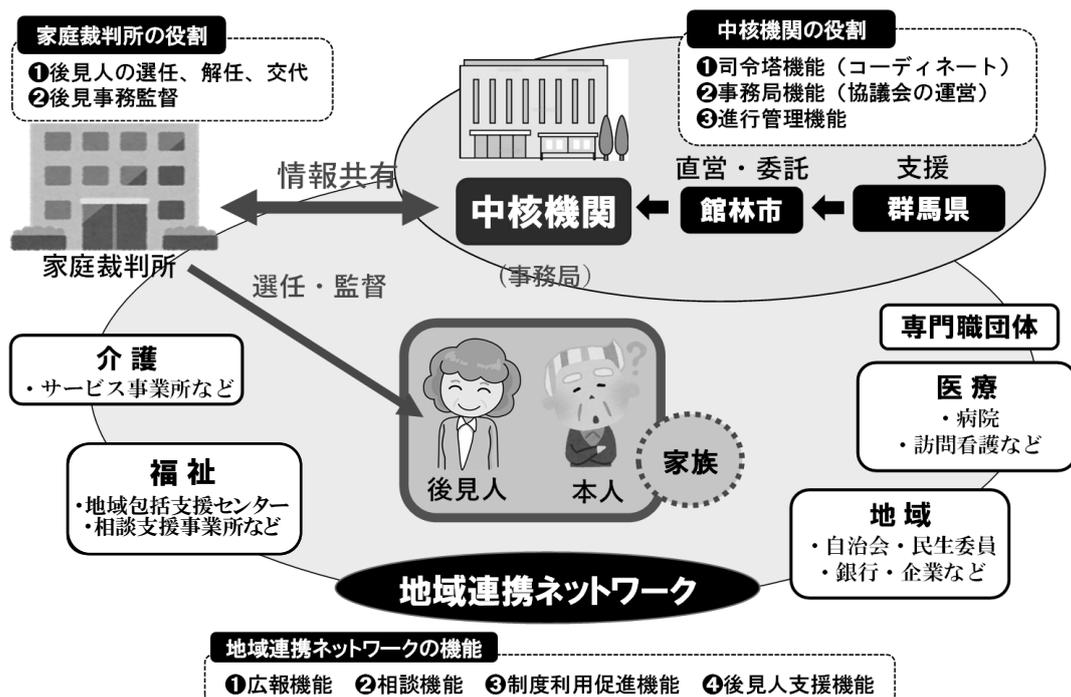
地域における権利擁護の必要な人に意思決定の支援を行うことで、自発的意思が尊重される地域づくりを目指すとともに、包括的支援体制の整備を進めます。

本編は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、以下のとおり各種施策を推進します。

1. 地域連携ネットワークの構築

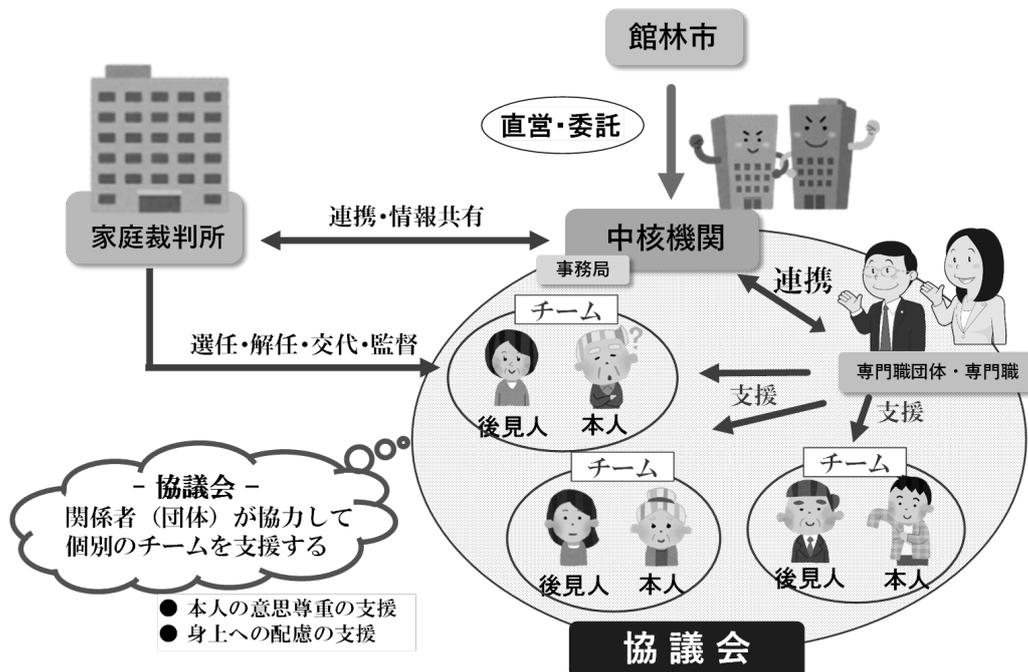
「権利擁護の必要な人の早期発見・支援」、「身近な相談体制」、「意思決定支援・身上保護を重視した制度運用」を念頭に、地域や関係機関等と連携を図り、権利擁護支援のネットワークを構築します。

【地域連携のネットワーク体制】



取組項目	取組内容
合議体の設置・運営の検討	行政・法律・医療・福祉・金融・地域等の官憲機関や団体、家庭裁判所との連携の仕組みを構築し、権利擁護支援に関する合議体（協議会）の設置・運営について検討します。
チームによる支援の検討	後見人・関係者を含めたチームにより、権利擁護の必要な方への支援体制を構築します。また、上記チームによるケース会議を開催し、情報共有や支援の方向性等について検討を行います。

【チームによる支援のイメージ図】



2. 中核機関の体制整備

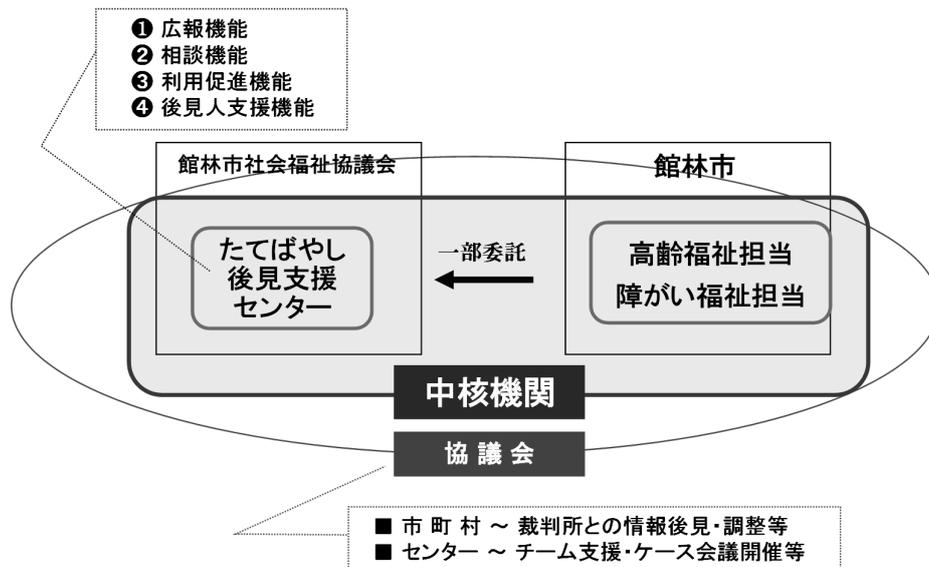
これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、市とたてばやし後見支援センターとの協働による中核機関を設置します。中核機関は協議会の事務局であり、地域連携ネットワークにおける調整役として関係機関とともに意思決定支援に取り組みます。

また、今後見込まれる相談件数の増加に対応するため、相談機能の強化、相談業務に携わる人材の育成に取り組みます。

取組項目	取組内容
中核機関の設置	市とたてばやし後見支援センターによる中核機関を設置し、その役割分担についての調整を行います。

取組項目	取組内容
相談機能の強化及び人材の育成	市とたてばやし後見支援センターによる新たな相談体制を構築し、相談員のスキルアップ、育成に取り組みます。後見支援センターの体制強化についても検討を行います。
受任調整機能の充実	受任調整会議（マッチング機能）をより充実させるため、被後見人対象者のニーズ把握の方法について検討します。

【中核機関の体制】



3. 成年後見制度の普及・啓発

権利擁護の必要な人を早期に発見し、相談や支援へつなげることの重要性や、判断能力の程度に応じた保佐・補助の各類型による利用についても周知を行う等、制度の理解や認知度の向上に取り組みます。

取組項目	取組内容
成年後見制度の広報・周知	成年後見制度の概要や相談窓口の周知等、パンフレットやホームページの内容について充実を図ります。
講演会等の開催	認知度の向上のため、市民を対象とした成年後見制度についての講演会等を開催します。
出前講座の実施	市民認知度の向上や地域での支援の必要性についての理解を深めてもらうため、市民・団体等を対象に出前講座を実施します。

4. 市民後見人の育成

成年後見制度の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者

数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保に努めます。

取組項目	取組内容
養成講座の実施方法等の見直し	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直しや受講しやすい環境について検討し、受講者数の増加に取り組めます。
市民後見人の周知啓発	認知度向上のため、市民後見人の活動内容や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。
担い手の確保	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行い、候補者の確保に努めます。

5. 後見人の相談体制等の整備

市民後見人や親族後見人が孤立することを防ぎ、適切かつ安定的な活動を行うために相談等を受けられるサポート体制づくりを推進します。また、研修や活動マニュアルの改訂を行いながら、後見人としての適切な対応力の向上と不正防止に取り組めます。

取組項目	取組内容
相談窓口の設置	裁判所への提出書類作成支援を含めた相談窓口を設置し、市民後見人や親族後見人等の活動が円滑に行われるよう支援します。
フォローアップ研修の開催	市民後見人のスキル・対応力の向上や、不正防止に関する研修を行います。
活動マニュアルの改訂	必要に応じ、市民後見人の活動マニュアルを改訂します。

6. 成年後見制度利用者への支援

成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。また、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組めます。

取組項目	取組内容
報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。
日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについてスムーズな移行の支援を行います。

【評価指標】

指標	基準値（令和3年）	目標値（令和8年）
市民後見人数	1人	6人

(3) 生活困窮者等への自立支援

■現状と分析

- 市では、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援について、それぞれ個別の計画において具体的な福祉施策を策定し、推進しています。また、生活保護を受ける手前で生活にお困りの方に対しては「生活困窮者自立支援事業」により、その自立に向けた相談や各種の支援を行っています。
- アンケート調査では、「生活困窮者自立支援制度」の内容まで知っている方は1割以下にとどまります。
- 生活困窮者の自立支援に向けて市が行うべき支援として求められているものは、「ハローワークなどと連携した仕事の斡旋」、「生活困窮家庭の子どもたちへの学習支援」が5割を超える結果になっています。

■市民や地域ができること

- 福祉サービスに関する情報を収集しましょう。
- 生活に関する困りごとについて、相談窓口で相談しましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
生活困窮者等への自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○関係機関と連携し、生活困窮者一人ひとりの実情を踏まえた助言・指導を行うことにより、早期の自立を進めます。○生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。○各種支援制度の案内を定期的に「広報館林」などに掲載し、制度の周知を図ります。○関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。○生活困窮世帯の子どもに対する学習支援により、貧困の連鎖の防止を図ります。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

■現状と分析

- 高齢者も障がいのある方も自由に外出し、それぞれの能力を生かしながら、就労したり、趣味や地域活動、ボランティア、スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加したりすることのできる社会環境が求められています。
- アンケート調査では、障がいのある方にとって館林市が住みよいまちになるため、重点的に取り組む必要があることとして、約3割の方が「道路や建物のバリアフリー化」と回答しています。
- 高齢者や障がいのある方の日常生活やイベントへの参加などにおいては、日常生活圏域や徒歩圏域での医療・福祉・商業機能や移動手段の計画的な確保が一般の方よりも重要な意味を有しており、きめ細かな対応が求められます。

■市民や地域ができること

- 公共施設や公共交通機関に関し、日常的な利用の中で感じる不便なところなどを市に伝えましょう。
- まちなかで困っている人を見かけたら、積極的に声かけや手助けをしましょう。
- 共助交通の検討など地域での助け合いを進めましょう。

■市の取組

施策名	施策の内容
ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	○すべての市民が安全・安心・快適に暮らせるよう、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインを行う、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。
道路や公共施設のバリアフリー化の推進	○老朽化している公共施設の改修などの際は、エスカレーターやエレベーター、スロープ、多目的トイレの設置などのバリアフリー化を進めます。 ○不法駐車・不法駐輪の解消など、バリアフリーのまちづくりを意識して取り組むことができるよう、広く市民に向け広報・啓発活動を行います。
移動手手段の確保・充実	○利便性が高い交通環境を整備するため、バス事業者にノンステップバスの導入を働きかけます。 ○高齢者や障がい者などが気楽に社会参加し、さまざまな交流を深めることができるよう、福祉有償運送などによる地域の交通手段の充実を図ります。 ○地域公共交通計画に基づき、近隣四町及び運行事業者等と連携を図りつつ、面的な交通ネットワークの再編と充実を図ります。 ○利用者にとって効果的なタクシー助成制度を検討します。
安心できる住まいの確保	○高齢者や障がい者などが日常生活を安心して過ごすことができるように、住宅のバリアフリー化について、改修方法や建築事業者などの情報提供を行います。 ○各種住宅改修費助成制度の利用促進を図ります。 ○高齢者や障がい者などが安心して生活できるよう、市営住宅のバリアフリー化を進めます。

第5章 計画の推進と進捗の管理

1 地域福祉の推進体制

「地域福祉」は地域に住む人が安心して暮らすことができるように、地域に関わるすべての人や団体が、生活課題解決のための当事者として参加し、その実現が図られるものです。市民をはじめとして、地域福祉に関係する組織・団体にはそれぞれ次の役割が期待されています。

(1) 市民

地域福祉を推進するためには、市民が地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、手を携え、地域の行事に取り組んでいくことが第一歩となります。日頃から、あいさつや身近な交流を実践し、コミュニケーションを図り、困った時には、お互いに助け合える関係をつくっていくことが必要です。

(2) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員は、地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、母子・父子家庭に対する福祉サービスの紹介や相談活動、児童虐待の発見や通報、避難行動要支援者の支援等、さまざまな活動に取り組んでいます。

また、行政等の関係機関と市民とのパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動の推進役としても、大きな期待が寄せられています。

(3) 行政区

行政区は、区長などの役員を中心に一定の地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な独自の取組を展開しています。

また、地域の見守り活動や災害時の協力体制等の地域活動においても、ますます大きな役割を担っていくことが期待されます。

(4) 事業所

市内の事業所は、地域社会の一員として、自らの社会的責任の一つである地域貢献のあり方を確立させるとともに、地域における福祉ニーズを営業活動に結びつけた、有償、無償のサービスを提供することが求められています。また、事業所は、高齢者や障がい者の雇用主として、生きがいや社会参加意欲を創出する場を提供することも期待されています。

(5) 社会福祉法人等

地域における社会福祉法人等は、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設の一部を交流スペースとして地域へ開放することや、福祉避難所としての役割、更に社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することも責務とされています。

(6) ボランティア団体・NPO等

市民活動に対する市民の関心が高まり、ボランティア団体・NPOの各種活動も広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の

担い手としても、大きな活躍が期待されています。

(7) 老人クラブ、PTA、子ども会育成会等

老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の任意団体は、それぞれの目的の達成のために活発な活動を展開しており、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

(8) 学校

小・中学校の総合的な学習の時間などに、地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた創意工夫をこらした福祉教育を推進していくことが期待されます。

(9) 社会福祉協議会

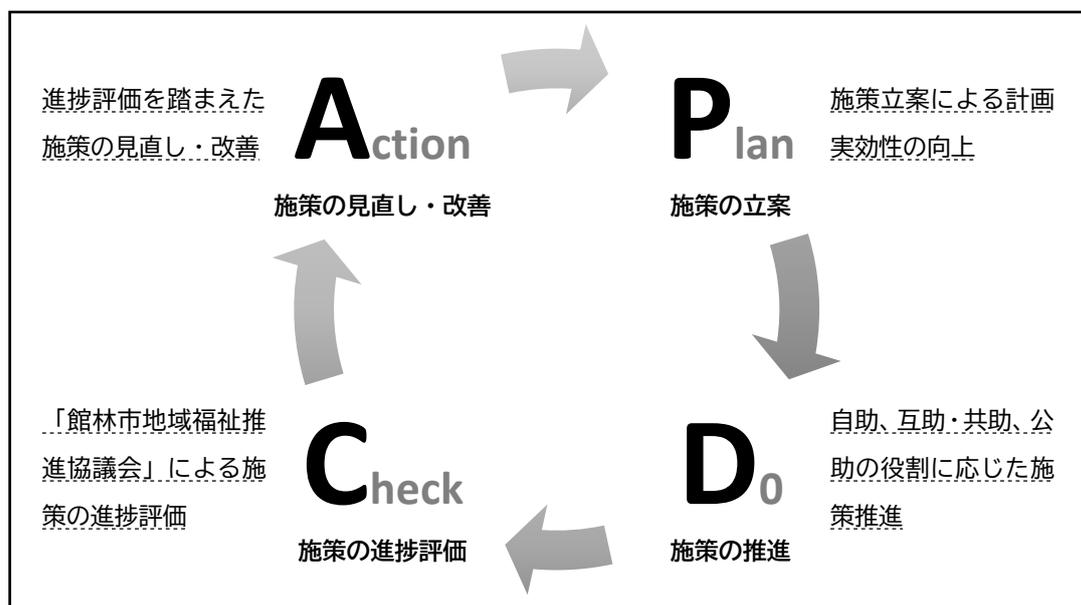
社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられており、市や関係機関・団体と連携し、福祉の担い手のリーダーとして、計画の牽引役を果たす役割が期待されます。また、市域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進する役割があります。

(10) 行政

地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的に推進する役割があります。そのために、市民、ボランティア団体・NPO、福祉に関係する事業者や社会福祉協議会などと相互に連携・協力しながら、地域における福祉活動を支援していきます。

2 計画の進捗を管理する体制

本計画の実効性を高めるため、計画の推進にあたり、施策の立案 (P:Plan)、施策の推進 (D:Do)、施策の進捗評価 (C:Check)、施策の見直し・改善 (A:Action) の PDCA サイクルにより計画を推進します。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	会議等	概要
令和3年 6月25日(金)	第1回 館林市地域福祉推進協議会	・第四次館林市地域福祉計画について
7月29日(木)	第2回 館林市地域福祉推進協議会	・アンケート調査について ・地域懇談会について
8月18日(水) ～9月9日(木)	市民アンケート調査の実施	・市内在住の18歳以上の者 ・住民基本台帳より無作為抽出 ・郵送調査及びインターネット回答 ・有効回答率55.6%(1,112件/2,000件)
8月24日(火) 9月10日(金) 9月21日(火) 9月28日(火) 9月29日(水) 10月1日(金) 10月8日(金) 10月15日(金)	地域懇談会(第六支部) 地域懇談会(第七支部) 地域懇談会(第八支部) 地域懇談会(第五支部) 地域懇談会(第九支部) 地域懇談会(館林支部) 地域懇談会(第三支部) 地域懇談会(第四支部)	市内8地区(館林市社協各支部)において、以下の議事に関する懇談会を実施(書面回答が中心)。 議題1:自身の地域がどのような地域になることが望ましいか 議題2:自身の地域の良い点(強み) 議題3:自身の地域の気になる点(弱み) 議題4:望ましい地域に向けて、地域で実施していることや、これから地域住民や行政とともに取り組みたいこと
11月8日(月)	第1回 庁内検討委員会	・地域福祉計画の素案について ・パブリックコメントの実施について
11月22日(月)	第3回 館林市地域福祉推進協議会	・地域福祉計画の素案について ・アンケート調査結果について
12月23日(木)	第4回 館林市地域福祉推進協議会	・地域福祉計画の素案について ・地域懇談会の結果について ・パブリックコメントの実施について
令和4年 1月7日(金) ～2月7日(月)	パブリックコメントの実施	・地域福祉計画案の公表
2月17日(木)	第2回 庁内検討委員会(書面)	・パブリックコメントの結果について ・地域福祉計画の最終案について
2月21日(月)	第5回 館林市地域福祉推進協議会	・パブリックコメントの結果について ・地域福祉計画の最終案について
3月2日(水)	市長への報告	・地域福祉推進協議会から市長へ地域福祉計画策定について報告

2 館林市地域福祉推進協議会条例

平成 30 年 3 月 22 日館林市条例第 11 号

(設置)

第 1 条 本市における地域福祉の推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、館林市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行うものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 107 条に規定する館林市地域福祉計画の策定及び見直しに関する事。
- (2) 館林市地域福祉計画の進捗管理及び評価に関する事。
- (3) 法第 55 条の 2 第 6 項の規定により社会福祉法人が予定している地域公益事業についての意見に関する事。
- (4) その他法に基づく地域福祉の推進に関し市長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療、保健及び福祉関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 地域団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、その所掌事務の特定事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課で処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部改正)

2 館林市報酬、費用及び実費弁償条例(昭和31年館林市条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 館林市地域福祉推進協議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	所属団体	氏名	備考
学識経験者		岩崎裕一	会長
医療、保健及び 福祉関係者	館林市邑楽郡医師会	真中千明	
	館林市福祉団体連絡協議会	室井史行	
	館林市ボランティアサークル連絡会ほほえみ	上山晴美	
	館林市母子保健推進員協議会	曾原幸子	
	館林市社会福祉法人連絡会	栞原幹也	
	館林保健福祉事務所	斎藤高敏	
民生委員・児童委員	館林市民生委員児童委員協議会	堀越一孝	
地域団体の代表者	館林市区長協議会	野村和利	副会長
	館林市NPO法人連絡協議会	高橋弘明	
	館林市子ども会育成団体連絡協議会	茂木孝次郎	
	館林市寿連合会	塩田正	
その他市長が必要 と認める者	社会福祉法人館林市社会福祉協議会	三田正信	
	館林市小学校長会	新島邦彦	
	館林市中学校長会	竹内昭典	

4 館林市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱

平成 23 年 9 月 14 日館林市訓令第 6 号

改正

平成 24 年 3 月 19 日訓令第 5 号

平成 28 年 12 月 2 日訓令第 16 号

平成 31 年 3 月 22 日訓令第 2 号

令和 3 年 3 月 19 日訓令第 2 号

令和 3 年 6 月 1 日訓令第 6 号

令和 3 年 10 月 29 日訓令第 11 号

(設置)

第 1 条 館林市地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に関し、必要な事項の協議を図ることを目的とし、館林市地域福祉計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、福祉計画に関する事項について、調査審議し、その結果を館林市地域福祉推進協議会に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は社会福祉課長を、委員は別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 福祉計画を専門的に調査研究するため、委員会に部会を置く。

2 部会は、前項の規定による調査研究の結果を委員会に報告する。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は社会福祉課長を、副部会長は社会福祉課社会係長を、部会員は別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 前条第 2 項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年9月14日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日訓令第5号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月2日訓令第16号)

この訓令は、平成28年12月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月22日訓令第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日訓令第2号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日訓令第6号)

この訓令は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年10月29日訓令第11号)

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

政策企画部企画課長	保健福祉部保険年金課長
政策企画部財政課長	経済部商工課長
総務部行政課長	都市建設部都市計画課長
総務部安全安心課長	都市建設部建築課長
市民環境部市民協働課長	教育委員会教育総務課長
保健福祉部高齢者支援課長	教育委員会生涯学習課長
保健福祉部介護保険課長	教育委員会学校教育課長
保健福祉部こども福祉課長	教育委員会スポーツ振興課長
保健福祉部健康推進課長	

別表第2(第6条関係)

政策企画部企画課政策推進係長
政策企画部財政課管財係長
総務部行政課行政係長
総務部安全安心課危機管理・国土強靱化係長
市民環境部市民協働課市民協働係長
保健福祉部社会福祉課障がい福祉係長
保健福祉部高齢者支援課高齢者支援係長
保健福祉部介護保険課介護保険係長
保健福祉部子ども福祉課子育て支援係長
保健福祉部健康推進課地域医療係長
保健福祉部保険年金課国保係長
経済部商工課商業振興係長
都市建設部都市計画課計画指導係長
都市建設部建築課住宅施設係長
教育委員会教育総務課総括係長
教育委員会生涯学習課生涯学習係長
教育委員会学校教育課学事係長
教育委員会スポーツ振興課管理係長

5 用語集

【あ行】

用語	解説
アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けること。
NPO	「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利組織のこと。

【か行】

用語	解説
通いの場	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、閉じこもり予防、介護予防、生きがいづくり等を行う住民主体の活動の場。
協議体	生活支援や介護予防に関する支援の体制整備に向け、多様な主体による定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。
ケアマネジメント	介護を必要としている人やその家族が持つ問題やニーズに対して、医療や保健、福祉などの多様なサービスが効率的に提供されるよう適切な助言・援助を行うこと。
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
権利擁護	地域生活に困難を抱えた高齢者や障がい者等の「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利等）を守ること。
高齢者あんしん相談センター （地域包括支援センター）	身近な生活圏域における地域包括ケアの中核を担う拠点として整備されたもの。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員という3つの専門職種が配置され、各々の専門性を生かし、①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントの各機能を担っている。
子ども安全協力の家	登下校中の児童・生徒が不審者に遭遇するなど身に危険を感じたときや、急病のために助けを求めたいときなどに、保護や世話をしてもらえる場所のこと。緑色ののぼり旗が目印。

【さ行】

用 語	解 説
自主防災組織	自治会などが主体となって、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織のこと。
市民後見制度	判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活上の契約などを、本人を代理して、裁判所から選任を受けた、親族以外の市民による後見人である「市民後見人」が行う制度。
市民後見人	社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の方で、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方のうち、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のこと。
社会福祉協議会	社会福祉法第 109 条によって法的根拠をもち、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民主体の理念に基づき、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の企画・実施及び連絡調整等を行う、市区町村・都道府県・指定都市・全国を結ぶ公共性と自主性を有する非営利の団体のこと。
障がい者相談支援事業所	常勤の相談支援専門員が配置されている相談支援事業者に事業を委託し、障がいのある方及びその保護者、又は介護を行う者の相談・支援及び必要な援助を行うことにより、障がいのある方等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係機関等と連携を図りながらきめ細かな支援を行うことを目的として設置されるもの。
自立支援協議会	障害者総合支援法第 89 条の3の規定に基づき、障がい者等への支援の体制の整備及び関係機関、団体、事業者等との連携を図る組織。
生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の、様々な問題を抱えている生活困窮者の自立に対応するために、包括的な相談支援を行う制度。
生活支援コーディネーター	生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う人のこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により、物事を判断する能力が十分でない方の権利を保護するため、財産管理や契約手続きなどについて、家庭裁判所から選任された後見人などが代理で行う制度。

【た行】

用語	解説
たてばやし後見支援センター	市民の後見制度に関する相談窓口となり、地域で安心して生活できるよう支援などを行うために設置されたもの。後見制度の普及活動、市民後見人の養成を行う。
地域福祉コーディネーター	住民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源の開発を行う者。
地域包括ケアシステム	概ね 30 分以内（日常生活圏域）で、生活上の安全・安心・健康を確保するための多様なサービスを、24 時間 365 日を通じて利用しながら、病院等に依存せずに住み慣れた地域で尊厳を持った生活を継続するため、医療や介護の専門職のほか、地域住民やボランティアなど、地域全体で高齢者を支えていく仕組みのこと。
DV	ドメスティック・バイオレンス（英:domesticviolence、本文中では略称：DVと記述）。配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振るわれる暴力のこと。殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。

【な行】

用語	解説
日常生活自立支援	認知症高齢者や障がいのある方等の中で、判断能力が十分でない方が地域で安心して日常生活を過ごせるように、援助・代行し社会福祉の向上を図る事業のこと。

【は行】

用語	解説
8050 問題	80 歳代の親が 50 歳代の子どもを経済的に支える必要がある状態及びそこから派生する問題。
バリアフリー	障がい者、高齢者等の社会的弱者が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。また、社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去すること。
避難行動要支援者	災害時、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。例えば、高齢者、障がい者など。
ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、互いに助け合う会員組織のこと。

【は行】

用語	解説
ふれあい・いきいきサロン	地域住民が主体になり、自主的・自発的に交流活動を行う小地域を単位としたふれあいの場。
保護観察所	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関のこと。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、指導監督などをする。
保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員(無給)。主に、犯罪や非行をした人の指導、少年院や刑務所に収容されている人の釈放後の帰住先の受入れ調整、犯罪防止活動などを行う民間のボランティアのこと。

【ま行】

用語	解説
民生委員・児童委員	地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるボランティアのこと。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定められた児童委員を兼ねている。

【や行】

用語	解説
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うような家事や家族の世話を引き受けている 18 歳未満の子どものこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。
要介護認定	介護サービスを受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って市町村が行う認定を指す。
要保護児童対策地域協議会	市、児童相談所、警察、地域の代表、学校など関係機関により組織され、要保護児童等（保護者のない児童又は保護者に看護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見と適切な保護及び要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）もしくは特定妊婦等（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を行うことを目的に情報交換を行い、援助方針の協議を行う組織のこと。

【ら行】

用 語	解 説
老人クラブ	地域を基盤とする高齢者（おおむね 60 歳以上）の自主的な組織のこと。高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を目的としている。

【わ行】

用 語	解 説
ワンストップ	ひとつの場所で様々な用事が足りること。



第四次館林市地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月発行

発行：館林市

編集：館林市保健福祉部社会福祉課

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

TEL： 0276 (47) 5127 (直通)

FAX： 0276 (72) 4210

